

各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項(案)

1. 平成 26 年 1 月 17 日から 2 月 7 日までに所管省庁から回答を得た提案事項、174 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

雇用ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1 企画業務型裁量労働制の対象業務および対象労働者の見直し	◎ (※)	1
2 企画業務型裁量労働制の手続きの簡素化	◎ (※)	2
3 事務系や研究・技術開発系等の労働者の働き方に適した労働時間制度の創設	◎ (※)	3
4 変形労働時間制にかかる天災時のカレンダーの変更	◎ (※)	4
5 フレックスタイム制の見直し（週休 2 日制の場合の時間外労働となる時間の計算方式の変更）	◎ (※)	5
6 フレックスタイム制の見直し（清算期間の柔軟化）	◎ (※)	6
7 グループ内派遣の要件緩和	◎ (※)	6
8 高齢者のグループ内派遣の制限の緩和	◎ (※)	7

(※)：所管省庁の検討状況をフォローアップする項目。

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1 ABL の普及促進に資する動産・債権譲渡登記制度及び債権法の整備	◎	8
2 株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	○	10
3 動産譲渡登記の公示性の強化	◎	10
4 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化及び窓口の一本化	◎	11
5 確定拠出年金の運用商品の除外に係る手続きの緩和	○	12
6 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	○	12
7 マンションの建て替え促進による需要の創出	○	13
8 クラウド 及び メディア変換サービスを阻害する規制の撤廃	◎	14
9 電気事業法に関する規制緩和	○	15
10 自己資本規制比率の緩和	○	16
11 確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和	○	17

	チー ム (案)	別添の該 当 ペー ジ
12 厚生年金基金における解散手続きの簡素化	○	17
13 建設業法上の役員要件	○	18
14 外国法人との新規国際ローミング契約締結に係る認可について、届出制へ変更すること	○	19
15 NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）	○	20
16 配置技術者の専任義務の条件の緩和	○	21
17 フェムトセル基地局の電波法関係法令の基準の緩和	○	22
18 高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任	○	23
19 自社工場間の廃棄物の収集運搬における規制の緩和	○	24
20 産業廃棄物処理許可の拡大	○	25
21 風営法ダンスクラブ営業時間緩和について	◎	26
22 風営法第二条第一項：ダンス営業にかかる解釈の明確化	◎	27
23 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等におけるダンスの取り扱いについての意見	◎	28
24 風営法の規定からダンスを取り除くことを求めます	◎	29
25 ダンスカルチャーと経済の活性化を目的とした風営法に基づく営業時間等の規制緩和について	◎	30
26 「ダンス規制法」の見直しを求めます	◎	31
27 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和について	○	31
28 流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する要望	◎	32
29 流通取引慣行ガイドラインの見直し	◎	33
30 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その1）	◎	34
31 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その2）	◎	36
32 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その3）	◎	37
33 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その4）	◎	37
34 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その5）	◎	38
35 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その6）	◎	39
36 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その7）	◎	40
37 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その8）	◎	41
38 行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化（国税関係）	○	42
39 対中国水産食品輸出に必要な衛生証明書の廃止。また廃止までの間、保健所などの機関で同証明書を発給できるようにすること (2) 保健所などの機関で同証明所を発給できるようにすること	◎	44

農業ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1 企業（農業生産法人を除く）への農地の所有権取得の許可	○	45
2 農地生産法人への出資制限の緩和	◎	45
3 農協のコンプライアンス強化について	○	46
4 株式会社が農地を取得する場合の要件緩和	○	48
5 農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制のさらなる見直し i 農業生産法人の資金需要に応じた出資が可能となるよう関連事業者の 議決権の見直し	◎	49
ii リース方式で参入した法人の農地保有を認めること	○	49
6 農業生産法人への参入要件（資本・事業・役員）の緩和	◎	50
7 農業生産法人の見直し	◎	51
8 一般企業による農業への新規参入について（農業生産法人の出資要件の見 直し）	◎	52
9 農業生産法人の設立要件の緩和	◎	53

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
1 圧力容器の設計製作における最新ASME規格の適用	○	54
2 指定添加物および残留農薬基準に関する国際的整合化のさらなる推進	○	55
3 NEXI 貿易保険の利用対象者及び付保対象契約の拡大	◎	56

※「◎」: 各ワーキング・グループの検討項目（既に検討に着手したものも含む）とそれに関連する提案事項

「○」: ◎以外の提案事項のうち、まずは事務局が内容精査を進め、精査した結果について、各ワーキング・グループに報告することが適当と考えられる提案事項

2 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	-------------------	---------------

提案事項	企画業務型裁量労働制の対象業務および対象労働者の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>労基法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」とされている業務制限を見直し、労使委員会で決議することを要件として、企業実務に適する形で対象業務の内容を決定できることとすべきである。</p> <p>また、告示により、制度の対象とすることができる労働者は、「対象業務に常態として従事していることが原則である」とされているが、このうち「常態として」を「主として」に改め、一部定型業務を行っていても大部分が裁量的業務に従事していれば対象労働者と認めることとすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>企画業務型裁量労働制の対象業務および対象労働者は、上記の法令等により詳細に規制されている。しかし、経済のグローバル化や産業構造の変化が急速に進む中、企業における業務は高度化、複合化してきている。現行規定の対象業務および対象労働者の範囲は、企業の業務実態と乖離しており、円滑な制度の導入、運用を困難なものとしている。</p> <p>対象業務については、告示で詳細を定めるのではなく、個別企業における集团的労使自治を尊重し、労使が企業実態に適する形で対象業務の内容を決定できることとすべきである。</p> <p>また、対象労働者の範囲については、裁量的な業務は定型的な業務と複合的に行われることが多く、明確な区分は困難であることから、「常態として」を「主として」に改め、一部定型的な業務を行っていても対象労働者と認めるようにすべきである。</p> <p>上記の対応により、業務実態に応じた柔軟な働き方の選択肢が広がる。さらに労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業負担を軽減する配慮がなされるべきであり、実用性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p><対象業務></p> <p>企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要とされています（法第38条の4第1項第1号）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること <p>また、法第38条の4第1項の規定により、同項1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針（以下「指針」という。）の中で、上記4要件等に関する詳細な留意事項を定めています。</p> <p><対象労働者></p> <p>企画業務型裁量労働制の対象労働者となりうる労働者の範囲は、「対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者」を規定するものでなければなりません（同条第1項第2号）。また、対象労働者となる者は、対象業務に常態として従事している者が原則とされています（指針第3の2）。</p>
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	企画業務型裁量労働制の手続きの簡素化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>企画業務型裁量労働制の導入にかかる届出について、一つの企業内の各事業場における労使委員会の決議が同一内容であれば、企業単位での一括届出を認めることとすべきである。また、労働基準監督署長への定期報告は廃止すべきである。【規制の現状と要望理由等】 企画業務型裁量労働制については、導入に当たり、労使委員会を事業場ごとに設置した上で必要事項について決議を行い、その内容を事業場ごとに労基署長へ届出なければならない。また、制度導入後は6カ月に1回、事業場ごとに定期報告を行わなければならない。同制度を導入、運用する場合、企業実務の実態としては、労使委員会での決議の内容は事業場ごとではなく、企業内で統一的なものとするのが一般的である。そのため事業場ごとの届出が求められる現在の手続き規定は、特に一つの労基署管内に多くの事業場がある企業にとって、実務上、大きな負担となっており、企業単位での一括届出とする方が効率的である。労基署は管内の事業場における同制度にかかる決議内容を把握する必要があると思料するが、企業単位での一括届出と適切な監督行政の両立が可能な効率的な手続きへと見直すべきである。また、労基署への定期報告の届出も実務上の負担となっている。現行、同制度の運用は労使委員会の決議に基づいており、対象者の健康確保措置等については労使で不断のチェックを行っている。報告義務がなくとも適正な運用を図ることが可能である。法制上、労働者保護とともに企業負担を軽減する配慮がなされるべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
制度の現状	<p>所管省庁：厚生労働省</p> <p><労使委員会決議の届出></p> <p>企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています（法第38条の4第1項・則第24条の2の3）。</p> <p><健康・福祉確保措置の定期報告></p> <p>また、制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要があります（法第38条の4第4項・則第24条の2の5・則附則第66条の2）。</p>
該当法令等	労働基準法、労働基準法施行規則
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	-------------------	---------------

提案事項	事務系や研究・技術開発系等の労働者の働き方に適した労働時間制度の創設
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 高度な裁量性を有する労働者の活躍を促す環境を整えるため、労働者の健康確保に十分配慮することを前提として、一定の要件を満たす事務職や研究・技術開発職等の一部の労働者について、労働時間規制の適用除外を認める制度を創設すべく、検討を行うべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現行の労働時間法制は、原則として労基法第41条の規定に該当する者（管理監督者等）を除く全ての労働者は、労働時間、休憩および休日に関する規定の適用を受ける。しかし、事務系や研究・技術開発系等の労働者の中には、専門知識や技術、あるいは調整等の高度な能力に基づき、創造性の高い仕事を行っている者がいる。このような労働者は、一定期間の課題・目標を上司と話し合っ設定し、上司の包括的な指示のもとで業務を遂行している。つまり、具体的な業務遂行の方法や時間配分は自己の裁量で行っており、労働時間の長短と評価の対象となる目標達成度・成果は直接リンクしない働き方の特徴がある。現行の労働時間法制は、このような労働者の働き方に適しておらず、諸規制により、生産性の高い働き方、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を困難にしている。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業の競争力を高める配慮がなされるべきであり、企業の業務実態に合わない制度では、競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p> <p>よって、労働者の健康確保に十分配慮することを前提として、一定の要件を満たす労働者に対し、労働時間規制、深夜・休日労働規制の適用を除外する新たな制度を創設すべく、検討を進めるべきである。なお、その際、管理監督者に対する深夜業規制の適用除外についても検討すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	現行法上、監督又は管理の地位にある者等は、労働時間等に関する規定の適用が除外されています（法第41条）。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>労働時間規制の適用除外（いわゆる「日本版ホワイトカラーエグゼンプション」）については、長時間労働を促進するのではないかという懸念が広く示され、国民の理解を得るに至らなかった過去の経緯があります。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えているところであり、高度な裁量性を有する労働者のための弾力的な労働時間制度については、これらの検討の中で対応していく予定です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	変形労働時間制にかかる天災時のカレンダーの変更
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>台風や大雪等の天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがある。</p> <p>1ヵ月単位および1年単位の変形労働時間制を導入している場合について、このような天災を事由とする場合に限り、変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として代替日未決定の労働日の振替を認めることとすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>1ヵ月単位および1年単位の変形労働時間制の場合、労働時間を特定した後における労働日の変更は、一定条件の下で認められているが、労働日の振替は代替の出勤日が決まっていない状況では認められていない。</p> <p>しかし、天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがあり、こうした天災による稼働停止は不可抗力というに等しい。</p> <p>そこで天災を事由とする場合に限り、あらかじめ変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として、代替日未定の労働日の変更（非労働日の設定）を認めることとすべきである。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業負担を軽減する配慮がなされるべきであり、柔軟性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
制度の現状	<p>所管省庁：厚生労働省</p> <p>1ヵ月単位の変形労働時間制の導入に当たって、労使協定又は就業規則において、1ヵ月以内の一定の期間（変形期間）を平均し1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で、変形期間の各日、各週の労働時間を特定することが要件とされています（法第32条の2）。</p> <p>また、1年単位の変形労働時間制の導入に当たって、対象期間中の労働日と各労働日の所定労働時間を労使協定により定める際に、対象期間を1ヶ月以上の期間ごとに区分した上で、最初の区分期間の労働日と各労働日を定めるとともに、残りの区分期間については各期間の総労働日数と総所定労働時間数を定める方法が認められています（法第32条の4第1項第4号）。</p> <p>その場合、各区分期間が開始する30日前に、事業場の過半数組合又は過半数代表者の同意を得て、当該区分期間の労働日と各労働日の所定労働時間を書面で定めなければなりません（法第32条の4第2項）。</p> <p>なお、1年単位の変形労働時間制を採用した場合に、労働日の特定時には予期しない事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならない場合の休日の振替が認められています。この場合、就業規則において休日の振替を必要とする場合に休日振り替えることができる旨の規定を設け、これによって休日を振り替える前にあらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えること等が要件となっています（平成11年3月31日基発第168号）。</p>
該当法令等	労働基準法、平成11年基発第168号
措置の分類	検討を予定
措置の概要	労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	-------------------	---------------

提案事項	フレックスタイム制の見直し（週休2日制の場合の時間外労働となる時間の計算方式の変更）
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>週休2日で1カ月単位のフレックスタイム制を運用する場合、1カ月の法定労働時間の枠は、週40時間を基準として暦日数から逆算した時間ではなく、週休日を除いた所定就業日数に1日8時間の法定労働時間を乗じて計算する方式に変更すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>1カ月単位のフレックスタイム制を週休2日で運用する場合、暦日数や曜日の巡りによっては、法定労働時間数（1日8時間/1週40時間）に基づいて勤務したとしても、一定時間を時間外労働として扱わなければならない月が発生する。</p> <p>こうした状況を回避するため、平成9年3月31日・基発第228号（通達）により、「①週休2日で、かつ、②29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えず、③各日の労働時間が概ね8時間以下等という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない」とこととされている。</p> <p>しかし、通達が定める「全労働日にわたり労働時間が概ね8時間以下」という要件は曖昧である。また、フレックスタイム制の下では使用者が概ね8時間以下で働くことよう指示することができないため、仮に清算期間内における労働時間が同じであっても、29日を起算日とする働き方次第では時間外が発生する労働者と発生しない労働者が出てくることは適切ではない。企業によっては、暦日数の多い月ではフレックスタイム制の設定を外す日を設けるといった対応を行わざるを得ないなど柔軟な運用が難しい状況となっている。</p> <p>本来、フレックスタイム制は、実労働時間の削減、通勤時の混雑回避、育児社員の支援に資するものであるが、上記の制約が運用を煩雑なものにし、制度の導入・運用を阻害する要因となっている。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>フレックスタイム制の清算期間内における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働とするが、清算期間を1箇月としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがあります。</p> <p>このような問題に対応するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 清算期間を1箇月とするフレックスタイム制の労使協定が締結されていること ② 清算期間を通じて毎週必ず2日以上休日が付与されていること ③ 当該清算期間の29日目を起算日とする1週間（特定期間）における当該労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間（40時間）を超えるものでないこと ④ 清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること。したがって、完全週休二日制を採用する事業場における清算期間中の労働日ごとの労働時間についてはおおむね8時間以下であること <p>の4条件を満たす場合には、法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均した1週間当たりの労働時間」について、「(清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間) = ((清算期間における最初の4週間の労働時間) + (特定期間における労働時間)) ÷ 5」としても差し支えないとしています。</p>
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	-------------------	---------------

提案事項	フレックスタイム制の見直し（清算期間の柔軟化）
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 現在、1カ月以内とされているフレックスタイム制の清算期間について、より長い期間を設定できるようにすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 労基法第32条の3で定めるフレックスタイム制の清算期間は、1カ月以内と限定されている。 しかし、各企業の事業活動の実態にあわせて、より長い清算期間の中で労働時間を調整することができれば、生産性の高い柔軟な働き方が可能となる。 そこで清算期間の長さについては、個別企業における集団的労使自治を尊重し、労使が実態に適する形で決定できることを基本として、現行の1カ月よりも長い期間を設けられるようにすべきである。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	清算期間とは、フレックスタイム制において、契約上労働者が労働すべき時間を定める期間です。労働者は、清算期間における総労働時間労働するように、各日の始業及び終業の時刻を自分で決定して働くことになる。清算期間の長さは、1カ月以内の期間に限られています。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>労働時間法制については、「日本再興戦略」において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、企画業務型裁量労働制を始め、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされており、平成25年9月以降労働政策審議会労働条件分科会において検討を進めているところです。見直しにあたっては、事業活動の柔軟性確保とともに労働者の健康や生活時間の確保の観点を十分踏まえて対応していく必要があると考えます。</p> <p>なお、労働政策審議会の労働時間法制の検討においては、「企画業務型裁量労働制とフレックスタイム制の見直し」を主な論点として考えているところです。</p>

受付日：11月18日	所管省庁への検討要請日：1月10日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	-------------------	---------------

提案事項	グループ内派遣の要件緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 (1)グループ内派遣のうち、専門業務に関する派遣に関しては、8割基準から控除すべきである。 (2)グループ内派遣に関し、グループ内派遣ゆえに雇用面でマッチングすることが出来るメリットを勘案し、雇用の安定を図るためにも8割基準の緩和をすべきである。 【提案理由】グループ内派遣に関して、雇用の安定と人材の有効活用を図るため、上記の2点を提案する。</p>
提案主体	公益社団法人関西経済連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならぬとしています。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成24年労働者派遣法改正法の内容については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き検討することが適当であるとされたところです。グループ企業内の派遣割合の規制についても、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、まずは円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況の情報についての蓄積を図っていきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：11月18日	所管省庁への検討要請日：1月10日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	-------------------	---------------

提案事項	高齢者のグループ内派遣の制限の緩和
具体的内容	【提案の具体的内容】グループ内派遣に関し、現行の最長3年から5年以上（もしくは、無期限）の派遣を容認すべきである。 【提案理由】高齢者雇用の促進につながるため。
提案主体	公益社団法人関西経済連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	労働者派遣法では、専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。なお、高齢者もこの期間制限の対象となります。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2
措置の分類	検討に着手
措置の概要	高齢者に係る労働者派遣については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、60歳以上の高齢者については期間制限の対象外とすることが適当とされました。これを踏まえ、今後、所要の法令上の措置を講じていきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：1

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月18日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	ABLの普及促進に資する動産・債権譲渡登記制度及び債権法の整備
具体的内容	<p>○動産・債権譲渡登記制度について、次の見直しを行っていただきたい。</p> <p>①個人を譲渡人とする動産・債権についても登記可能とする。</p> <p>②現状、売掛債権等15種に限定されている「債権の特定方法」を柔軟化する。</p> <p>③登記後に動産の保管場所が変更された場合などに備え、変更・更正登記を可能とする。</p> <p>④被担保債権の譲渡に伴う随伴的な移転や代位弁済により、動産・債権の譲受人たる地位が移転した場合、当初の登記に対する付記登記を認めるなど公示手段を設ける。</p> <p>⑤同日付で登記申請をした複数の譲受人の間で順位登記をすることを可能とする。</p> <p>⑥譲渡登記費用の引下げ。(譲渡通知による対抗要件具備のコスト(郵便費用1,250円～)並みの水準に。)</p> <p>⑦譲渡登記による第三者対抗要件の具備を、占有改定よりも優先させる。</p> <p>⑧動産・債権譲渡登記の取扱い登記所(現状、国内1箇所)の増設。</p> <p>⑨休日における譲渡登記申請受理など、登記手続に要する時間を短縮化。</p> <p>○売掛債権等に係る債権譲渡禁止特約について、金融機関又はその子会社等への担保提供を目的とする債権譲渡を行う場合は、譲渡禁止特約の効力を認めないようしていただきたい。(ただし、債権譲渡禁止特約全般を制限するのではなく、預金債権については現行の規律を維持すべき。)</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：法務省
制度の現状	<p>① 動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、企業の資金調達円滑化を図る目的として創設されたものであり、法人がする動産及び債権の譲渡を対象としております。</p> <p>② 債権の種類については、売掛債権等14種の他、入力項目において「その他の債権」を選択して特定することにより申請することが可能となっております。</p> <p>③ 変更・更正登記は認められておりません。</p> <p>④ 付記登記は認められておりません。</p> <p>⑤ 順位に関する登記は認められておりません。</p> <p>⑥ 譲渡登記に関する登録免許税は以下のとおりとなっております。なお、以下の登録免許税の額は、租税特別措置法第84条の4の規定により軽減された額となっております。</p> <p>動産譲渡登記1件につき、 7,500円</p> <p>債権譲渡登記1件につき、 7,500円(債権個数が5,000個以下の場合)</p> <p>15,000円(債権個数が5,000個を超える場合)</p> <p>⑦ 動産譲渡登記のされた譲渡が、先行してされた占有改定を原因とする担保目的の譲渡に優先することとはされていません。</p> <p>⑧ 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京法務局民事行政部動産登録課及び債権登録課において事務を取り扱っています。</p> <p>⑨ 行政機関の休日においては、登記事務を取り扱っておりません。</p> <p>○ 譲渡禁止特約付債権の譲渡は、譲受人が悪意又は重過失である場合には、無効になると解されています。</p>
該当法令等	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>① 動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度において、法人がする動産及び債権の譲渡が対象とされているのは、企業の資金調達円滑化を図るとの制度目的を達するためです。また、動産の譲渡に関しては、仮に個人が行う動産の譲渡まで適用対象とした場合に、個人事業者が、その資金調達に当たって、事業用資産以外の生活に必要な動産まで譲渡担保に供するよう債権者から強要される事態が生じることが懸念されたことも理由の1つです。</p> <p>② 債権の種類については、入力項目において「その他の債権」を選択して特定することにより、どのような債権でも申請することが可能となっております。</p> <p>③ 変更登記及び更正登記については、一旦登記により対抗要件が生じた事項について、変更登記又は更正登記を可能とすると、当初譲渡の対象となっていなかった動産及び債権を譲渡対象であったとして対抗要件を事後的に付与させたり、当初譲渡の対象となっていた動産及び債権を譲渡対象でなかったとして事後的に対抗要件を外させたりすることができるようになるため、動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度においては、変更登記及び更正登記は認められていません。</p> <p>④⑤ 付記登記及び順位の登記については、各動産及び債権の存在自体やその帰属を公示するいわゆる物的編成主義を取っていないため、認められておりません。動産及び債権は、不動産と異なり、その数が無限大である上、その状態や内容等が様々であるため、仮に、物的編成主義を採用すると不動産のように、他の動産及び債権と明確に区別するためには、動産及び債権を客観的かつ厳格に特定しなければならないとの困難な問題が生じ、登記制度が利用しにくくなるという不都合が生じます。</p> <p>⑥ 登録免許税の軽減措置により、登記制度の安定性・継続性を確保しております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

⑧⑨ 動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所及び執務日の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回線の増強、機器の増設及びシステムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所の拡大及び行政機関の休日における執務については困難となっております。しかしながら、現在、法制審議会に民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の改正についての調査審議が重ねられており、債権譲渡の対抗要件制度の見直しの一つとして、登記制度の在り方についても検討課題に挙げられていることから、本要望に係る見直しの要否については、法制審議会民法（債権関係）部会における審議の内容及び費用対効果等を考慮しながら、今後検討することといたします。また、法制審議会民法（債権関係）部会において決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成25年2月決定）の中では、譲渡禁止特約の効力を制限し、特約付きの債権の譲渡も有効としつつ、悪意又は重過失の譲受人に対しては、譲渡人に対する弁済等の効力を主張することができることとした上で、譲渡人について破産手続開始の決定があったときなど一定の事由が生じたときには、譲受人が特約について悪意又は重過失であったとしても、直接債務者から取り立てることができることとする考え方が取り上げられています。同部会では、平成27年通常国会に法案を提出することを目標として、調査審議を継続しています。なお、御要望の⑦動産譲渡登記への優先効の付与については、動産譲渡登記制度の立案段階においても最大の論点として精力的に検討されましたが、対抗要件相互間の優先決定基準を錯綜させる、制度の濫用が頻発しかねないなどの問題点があることから、導入は相当地でないと考えられたところであり、対応することは困難です。

別添

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：2

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月18日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化
具体的内容	<p>新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関（以下、新規行）を追加すること（共有者名義の変更）で完結させたいもの。（例）当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。⇒既存質権口座（名義はA行、B行及びC行の連名）にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。</p> <p>【要望理由】</p> <p>債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。・既存参加金融機関（以下、既存行）から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁・法務省
制度の現状	振替株式について設定されていた質権が移転した場合の手続については、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）上、これを直接規定する明文の規定はありません。
該当法令等	—
措置の分類	対応不可能
措置の概要	振替株式に設定されたA、B及びCを質権者とする質権の被担保債権につきAの有する債権の一部がDに譲渡された場合に、口座名義人にDを追加することによって対応することの是非については、振替法第141条その他の振替法全体の構造との整合性を踏まえて、慎重に検討する必要があります。

番号：3

受付日：10月22日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	動産譲渡登記の公示性の強化
具体的内容	<p>動産譲渡登記が、占有改定による譲渡担保に優先するよう制度改正する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>担保権設定時に占有改定による譲渡担保権の有無を完全に確認することが困難であることから、地域金融機関の動産担保融資取組みを推進する観点から、動産譲渡登記を優先するよう手当てしていただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人第二地方銀行協会

	所管省庁：法務省
制度の現状	動産譲渡登記のされた譲渡が、先行してされた占有改定を原因とする担保目的の譲渡に優先することとはされていません。
該当法令等	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
措置の分類	対応不可能
措置の概要	動産譲渡登記への優先効の付与は、動産譲渡登記制度の立案段階においても最大の論点として精力的に検討されましたが、対抗要件相互間の優先決定基準を錯綜させる、制度の濫用が頻発しかねないなどの問題点があることから、導入は相当でないとされたところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月28日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化及び窓口の一本化
具体的内容	<p>住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきであるとする。これにより、</p> <p>(1) 給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化 (2) 企業に対する課税通知書の電子化（1企業に対して1つの電子データでの提供） (3) 個人への課税額通知方法の統一（仕組みの構築等） (4) 各種異動手続きのオンライン化 (5) 各種書類のフォーマットの全国統一</p> <p>を実現すべきであるとする。</p> <p>eLTAX については、市町村に対する地方財政措置や政府による働きかけがなされた結果、未導入の市町村は減少しているものの、まだまだ多い現状にあり、より強力な手法等を用いながら早期に全自治体への導入を実現すべきであるとする。その他項目ごとの理由は以下の通りである。</p> <p>(1) 総務省により地方税の電子化（eLTAX）が進められてはいるが、市区町村単位の対応となっている。（2013年4月現在、約300市町村が未導入）。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるを得ない。早急に全国展開を実現し、全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等にて各市町村に振り分けるべきである。</p> <p>(2) 課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。</p> <p>(3) インプットミスによる誤徴収防止のため。</p>
提案主体	（一社）日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>平成25年11月現在、全1,742市区町村がeLTAXを通じた給与支払報告書の提出に対応しています。</p> <p>(1) 提出先はeLTAXポータルに一元化されています。</p> <p>(2) eLTAXにより給与支払報告書が提出された企業に対しては、紙での通知に加え、電子データでも税額を通知している市区町村もあります。また、eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されています。</p> <p>(3) 個人への税額通知は紙により行われています。</p> <p>(4) 異動届出はeLTAXを通じて行うことが可能です。</p> <p>(5) 給与支払報告書や納税通知書等の各種様式は、地方税法施行規則により、統一された様式が示されています。</p>
該当法令等	地方税法第317条の6、第321条の4・5、地方税法施行規則第2条、第10条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>eLTAXを通じ、特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定です。</p> <p>「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一的なフォーマットについては、上記の改修に併せて平成27年9月を目処に対応します。</p> <p>各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行います。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：5

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月29日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	確定拠出年金の運用商品の除外に係る手続きの緩和
具体的内容	運用商品の除外にあたっては、運営管理機関の専門的知見に基づき、継続的に提示することが適切でないと判断した運用商品について、選択している加入者等の全員の同意を得る必要があるとされているが、加入者等の全員の同意を得ることは事実上困難である。 については、全員の同意ではなく、3分の2以上または過半数以上の同意があれば除外可能とするなど、手続きの緩和を検討願いたい。
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	運用商品除外には、一部の例外を除いて、当該運用商品を選択して運用の指図を行っている加入者等全員の同意が必要です。
該当法令等	確定拠出年金法第26条、確定拠出年金法施行規則第20条の2
措置の分類	検討を予定
措置の概要	確定拠出年金制度における加入者等が、老後の所得を確保するため運用している商品の除外手続きについて、全員の同意から労働組合等との合意に代えることは、加入者等（特に受給者）の受給権保護の観点から望ましくないとの指摘もあることから、引き続き検討していきます。

番号：6

受付日：10月29日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化
具体的内容	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から2週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。 この中で、法人の場合、役員の名・住所に変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担の削減を鑑み、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を行っていただきたい。
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	確定拠出年金運営管理業の登録を受けるためには、商号、名称及び住所、役員の名及び住所等を記載した登録申請書を提出することとされており、その記載内容に変更が生じた場合は、変更日から2週間以内に主務大臣に届け出る必要があります。
該当法令等	確定拠出年金法第92条第1項
措置の分類	検討を予定
措置の概要	運営管理機関の状況を把握する必要性を踏まえ、検討します。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	マンションの建て替え促進による需要の創出
具体的内容	区分所有権法のマンション建替え決議要件の緩和などを図るべきである（例えば5分の4以上の建て替え決議要件を3分の2以上の賛成に緩和することなど）。 これにより、マンションの建替えが促進され、老朽化マンションの安全対策に資すると同時に、建築需要が創出され景気対策になる。（「第185回国会（臨時会）に向けた意見書」2013年10月1日経済同友会 参照）
提案主体	公益社団法人経済同友会
	所管省庁：法務省・国土交通省
制度の現状	現行の建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」といいます。）は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上（区分所有法第62条第1項）の賛成を要件としています。
該当法令等	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば全員同意を要するものですから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取の費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。</p> <p>したがって、決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えています。</p> <p>なお、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、国土交通省及び法務省において、老朽化マンションの建替え等を促進するため、従来の建替えに係る制度に加え、多数の賛成により売却決議を可能とする制度の創設を検討しているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	クラウド及びメディア変換サービスを阻害する規制の撤廃
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>クラウドメディア変換サービスの実現のための規制の見直し、個人が所有するコンテンツ（音楽等）をネットワーク上に保管し、視聴する等のサービス（クラウドメディアサービス）及びネットワーク等において公表された情報を活用したクラウドサービスの実現を阻害する規制を見直すべきである。</p> <p>(提案理由)</p> <p>①クラウド及びメディア変換サービスのうち一定の範囲については社会的ニーズが高く、他方で権利者の利益を損なう可能性は低いことから、認められるべきと考える。解決方法としては、新たな権利制限規定の創設、私的使用のための複製の権利制限の見直しなど、いずれの方法であっても構わない。</p> <p>②クラウドやメディア変換に係る新たな事業の創出</p>
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

	所管省庁：文部科学省
制度の現状	<p>著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます（著作権法第63条第1項・第2項）。</p> <p>ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、著作物を私的に使用する目的であれば、使用する者は、著作権者の許諾なく当該著作物を複製することができます（同法第21条、同法第30条第1項柱書）。しかしながら、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、私的に使用する目的であっても、著作物を複製するためには著作権者の許諾を得なければなりません（同項第1号）。</p>
該当法令等	著作権法第21条、第30条第1項柱書、同項第1号、第63条第1項・第2項
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権（私権）等について定める法律であって、著作物の利用を規制（禁止）するものではありません。</p> <p>なお、クラウドサービスと著作権法との関係については、平成25年6月より、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行ってきたところですが、より専門的かつ集中的に検討を行うため、同年11月に同小委員会の下に設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」において、今後検討を進めることとしているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日 | 所管省庁への検討要請日：12月24日 | 回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	電気事業法に関する規制緩和
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>自営網敷設は特定供給・共同受電・特定電気事業でに限られているが、広域停電時に近隣で互助的に地域電源を利用するための自営網敷設のニーズあり。これを目的に沿っての自営網敷設を可能とする</p> <p>(提案理由)</p> <p>地域の小規模発電で通常系統接続して一般電気事業者販売している場合で、広域停電時は前記発電所は運転停止となり、配電線などは無充電となり、一般電気事業者による停電普及を待つことになる。</p> <p>一方、かかる広域停電時、地域に存在する小規模発電を運転継続し、接続されている配電網を活用して地域のマイクログリッドを形成して一定の電力供給をしたいとのニーズあり。</p> <p>しかし、一般電気事業者は、安全の確保、特定地域優遇、早期復旧の妨げという観点で、広域停電時の特定地域の配電網の開放は否定的である。</p> <p>本要望は、このような状況下、広域停電時に照らして該当地区だけに着目した災害時専用配電線の敷設の自由度を広げるものである。</p> <p>現在、自営網敷設は電気工作物の重複という観点で特定電気事業による場合、特定規模電気事業による場合、特定供給による場合とに実質限定され、災害時に分散電源を利活用するという視点に欠けている。</p>
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>自営線による供給は、特定電気事業、特定規模電気事業、特定供給の3つの類型により行うことが可能ですが、御提案の広域停電時に近隣に電気を供給する形態は、特定供給に該当するものと考えられます。</p> <p>特定供給については、電気事業法第17条において、電気事業を営む場合及び専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給する場合、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給する場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者（一般電気事業者を除く。）は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならないとしており、同条第3項に許可を認める要件として以下のとおり規定しています。</p> <p>第1号 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること。</p> <p>第2号 供給する場所が一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内にあるものにおいて、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地点内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。</p>
該当法令等	電気事業法第17条第1項、同条第2項、同条第3項
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>御提案の広域停電時に自ら敷設した電線路を介して行う電気を供給する事業は、無償で当該供給を行っている限りにおいては、電気事業法の対象外であり、電気事業法上の許認可等は必要ありません。</p> <p>また、電気事業法においては、一般電気事業、特定電気事業、特定供給の許可を受け又は特定規模電気事業の電線路の届出をすることにより、自ら維持し、及び運用する電線路により電気を供給する事業を営むことを可能としています。これは、送配電設備については規模の経済性が認められることから、自由に電線路を敷設し電気を供給する事業を営むことを認めることとすると、二重投資及び過剰投資が生じ、一般電気事業者の安定的かつ低廉な電気の供給が達成されなくなる場合には、一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を阻害することとなるため、一定の基準に適合する場合のみに限定しているものであり、御提案の内容は認められません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：10

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	自己資本規制比率の緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】 信用取引資産について：受入保証金で担保されているにも拘らず、その計上額の2%をリスクとすることは、過大であると考え。適正な掛け目に改正すべきと考える。</p> <p>【提案理由】 受入保証金で担保されている信用取引資産について、その計上額の2%をリスクとすることは、取引の性格上、過大ではないかと考える。担保の管理を適切に行っている状況であれば、その計上額の1%もリスクがあるとは考えられない。適正な掛け目に改正すべきだと考える。</p>
提案主体	日本証券業協会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	<p>金融商品取引業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければなりません（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第46条の6第2項）。</p> <p>自己資本規制比率とは、流動的な資産（＝固定化されていない自己資本）を、発生し得る危険（リスク）に対応するリスク相当額で除することにより算出されます（同第1項）。</p> <p>リスク相当額は、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額からなり（金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項）、信用取引資産については、その帳簿価額に2%のリスク・ウェイトを乗じた額を取引先リスク相当額として計上することになります（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（以下「自己資本規制比率告示」という。）第15条第1項、第3項第1号）。</p> <p>また、金商法上、信用取引については、金融商品取引業者が顧客から一定額の保証金の預託を受けることが義務付けられています（金商法第161条の2）。</p>
該当法令等	金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件 第15条第3項第1号
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>一般的に、取引先リスクは、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクをいいます。そして、顧客が信用取引を行う場合、顧客の損失額が保証金の額を上回る可能性があり、金融商品取引業者は信用取引資産に関し、顧客に対する与信リスクを負っています。</p> <p>信用取引は個人である顧客が行うことも多いところ、個人に対する通常の短期貸付金や立替金であれば、その帳簿価額に25%のリスク・ウェイトを乗じることとされているのに対し、信用取引資産については、金商法により保証金の預託を受けることが義務付けられているといった取引の性質に鑑みて、2%のリスク・ウェイトを乗じることとされています（自己資本規制比率告示第15条第3項）。</p> <p>このように、現状の制度上、取引の性質も考慮してリスク・ウェイトが定められています。金融商品取引業者が自己資本規制を遵守し、各種リスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産を保持し財務の健全性を保つことにより、投資者保護が果たされることの重要性に鑑みると、現状の取扱いを維持することが適当と考えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：11

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和
具体的内容	<p>企業型年金において選定されている運用の方法を除外する場合の手続きについて、企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより除外することを可能とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、確定拠出年金法第26条において、運用の方法を除外する場合、原則として、当該運用の方法を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。 ・しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用の方法の除外は殆ど実施されていないのが実情である。 ・一方、長期にわたる確定拠出年金の運営においては、運用の方法の選定後の金融市場動向など様々な事情により運用の方法を除外することが加入者等にとっても利益となる場合がある。 ・また、確定拠出年金制度の実施から約10年を迎え、運用の方法にかかる費用（例：投資信託の信託報酬）が下がる等の理由で新たな運用の方法を追加する一方、既存の運用の方法の除外が実施されない結果、徒に多数の運用の方法が提示されることで加入者等の混乱をきたす恐れがあることから、実施事業主の間には運用の方法を除外したいというニーズがある。 ・運用の方法の除外につき、加入者等からの同意取得を原則としつつも、労働組合等の同意による除外も可能とすることで、事業主や加入者等にとって使い易い制度となり、制度の円滑な運営に資するものと考えられる。 ・なお、本要望は、第166回通常国会に提出された被用者年金一元化法案において、確定拠出年金法の改正内容として盛り込まれていたものである。（当法案は審議未了廃案）
提案主体	(社)生命保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	運用商品除外には、一部の例外を除いて、当該運用商品を選択して運用の指図を行っている加入者等全員の同意が必要です。
該当法令等	確定拠出年金法第26条、確定拠出年金法施行規則第20条の2
措置の分類	検討を予定
措置の概要	確定拠出年金制度における加入者等が、老後の所得を確保するため運用している商品の除外手続きについて、全員の同意から労働組合等との合意に代えることは、加入者等（特に受給者）の受給権保護の観点から望ましくないとの指摘もあることから、引き続き検討していきます。

番号：12

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	厚生年金基金における解散手続きの簡素化
具体的内容	<p>厚生年金基金の解散が円滑に進むよう、解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化（例えば、特例解散制度等における解散認可申請前の記録突合の効率化、解散認可書類の一つである責任準備金明細の簡素化）を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、厚生年金基金の解散・他の企業年金制度への移行は、特例措置が適用される法施行（平成26年4月1日予定）から5年の間に集中することが想定される。 ・同法においては、基金の解散決議等に必要の同意基準の緩和等の措置が図られているが、基金の解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化は図られていない。 ・基金の解散を円滑に実施するためには、意思決定のための要件を緩和するだけでなく、解散認可申請等に係る諸手続きを効率化・簡素化することによって、基金関係者の負担を軽減することが求められる。 ・本要望はより円滑な解散手続きの実現に資するものと考えられる。
提案主体	(社)生命保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	解散認可申請をするためには、加入者記録等の整理を行った上で、財産目録や責任準備金の算出の基礎を示した書類等の提出等が必要です。
該当法令等	厚生年金保険法
措置の分類	対応
措置の概要	法改正により導入される自主解散型基金等の提出書類を定めるにあたっては、大きな負担とならないよう配慮します。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：13

受付日：10月31日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	建設業法上の役員要件
具体的内容	<p>法人が建設業の許可を受けるにあたっては、原則として、許可を得ようとする範疇と同種の許可を有する会社で5年以上役員等経営業務の管理責任者の地位にあった者を最低1名常勤の役員としておく必要がある。以下に説明する理由により、当該要件を撤廃していただきたい。当該要件を満たす者に不測の事態が生じた場合のことも考えると、建設業許可を有する法人は、実際上はこうした要件を満たす役員を少なくとも2名確保しておく必要がある。また、要件を満たす役員を退職その他の理由による退任も視野に入れた後継プランを念頭におくと、5年の要件を満たすべく、その候補として役員等を複数確保しておく必要がある。この要件は、適正な建設業の経営を期待するために必要であるとされるが、なぜ建設業の経営に限ってこのような経験を有する者が必要なのか、理由が明らかでない。また、建設業に新規に参入しようとする場合には、既存業者の現在または過去の取締役を自社の役員として迎え入れる必要が生ずるが、これは必ずしも容易ではなく新規参入の阻害要因となり、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、以下のような理由により、特に外資系企業参入を阻害するものである。</p> <p>一般に外資系企業においては人材の流動性が高く、経営人材を確保するためのコストもかかる。日本においてのみ、相当長期にわたって経営人材を固定する必要が生じ、グローバルでの経営人材の戦略的・最適配置が困難となる。合併当事者の一方のみが建設業法許可を有する場合に、こちらを消滅会社とする合併が困難となり（建設業許可は合併後承継されない）、M&Aを通じた参入が阻害される可能性がある。また、現行会社法では、取締役会設置を不要とし取締役は1名で足りるとするなど、経営判断に機動性をもたせる新たなガバナンス・モデルの採用が可能となっている。前述の建設業法の要件は、こうした新たなガバナンス・モデルの採用を困難とする。当該要件は、一般にいわゆる建設業と考えられている業界だけでなく、工事を伴うIT・インフラ関連機器や医療機器の業界にも影響する。よって、こうした分野での外資参入におけるハードルとなる。さらに、新たなガバナンス形態の方向性と乖離し、また、経営人材を日本に固定することで、海外での人材活用・育成の機会喪失を招くと考えられる。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者等であることが必要です。
該当法令等	建設業法第7条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>建設業は一品ごとの注文生産であり、工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また工事の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要です。</p> <p>このため、建設業の適正な経営を確保するため、経営業務を担う者のうちに、建設業の経営業務について一定の経験を有する者を置くことを求めているものであり、会社法等の法令上に権限及び責任等が定められ、株主総会において選任され、会社の業務執行に関する意志決定に参画することが法令上担保されている取締役等のうちに経験者を置くことが適切であると考えます。このことから当該要件を撤廃することは困難です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：14

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	外国人との新規国際ローミング契約締結に係る認可について、届出制へ変更すること
具体的内容	<p>【要望内容】 外国人との新規国際ローミング契約締結に係る認可を届出制へ変更することを要望します。</p> <p>【要望理由】 電気通信事業法施行規則一部の改正により（平成19年6月5日）、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられました。 （※既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときに精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を追加するときに精算料金が増加しない場合が認可対象外となった） 本措置は一定の効果があるものの、国際ローミング協定を新たな事業者と締結する際、認可までに約2～3週間を要している状況であり、国際ローミングの締結プロセスにおいて大幅な遅延が発生し、迅速な通信サービス提供の阻害要因となっています。昨年度の規制改革要望において、新規事業者との国際ローミング協定に係る認可申請廃止について意見を提出させて頂きましたが、総務省殿見解において、「当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たってのベースとなる契約であり、外国法人等が我が国電気通信事業者を不当に差別的に取り扱うなどの場合には、我が国の利用者の利益に重大な影響」を与える可能性があることのご懸念を示されております。しかしながら、そもそも通信事業者は、自社ユーザの利便性や料金等を勘案し、外国法人を選定を行うインセンティブが存在することや、各国の電気通信市場が競争市場となっていること等から、届出制においても、「外国法人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う」事態に陥らないことは十分に担保可能と考えます。また、10月1日付「規制改革ホットライン」で受け付けた提案等に対する所管省庁からの回答において、提案事項「国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減（規制緩和措置）」に対する総務省回答では「協定の締結状況及び内容を正確に把握するための、年度報告が必要」と示されていますが、届出制でもこの趣旨を十分満たすことが可能です。以上を鑑み、届出制に制度変更することで、協定締結等までの時間も大幅に短縮することが期待できることから、電気通信事業者の事業スピードの向上が図られ、国民の利益となるものと考え、是非、本件における見直しを実施いただきたく存じます。</p>
提案主体	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社
	所管省庁：総務省
制度の現状	電気通信事業者が、外国法人等と国際ローミングに係る協定等を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないとするものです。
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法（昭和59年法律86号）第40条 ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第26条、第27条 ・電気通信事業法報告規則（昭和60年郵政省令第46号）第5条 ・電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）第18条、第19条
措置の分類	その他
措置の概要	<p>総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営に資するため事前規制を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているところです。</p> <p>他方、当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たっての基本となる契約であり、外国法人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う場合や事業者間の精算料金が高止まる場合などには、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。特に、国内の通信料金に比べて国際ローミング料金は高額であり、利用者保護を目的として国際ローミング料金の低廉化に向けた取組が推奨されている世界的な潮流を踏まえると、当該認可の維持は不可欠であると考えられます。</p> <p>また、対象となる協定等は我が国の主権が及ばない外国法人等と締結するものであり、締結後に実効ある改善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に協定等の内容を確認することが必要です。</p> <p>さらに、協定の締結状況及び料金等の内容を正確に把握するため、今後も、精算料金が増加しない場合の変更も含めた報告規則による年度報告が必要です。</p> <p>なお、認可手続きについては可能な限り短期間で手続きが進められるよう努めており、今後も引き続き迅速な行政手続きの遂行に努めて参ります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：15

受付日：10月31日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）
具体的内容	現在、NGN 上での 0AB～J 番号を用いた品質保証型での IP 電話サービスは、未だ NTT しか提供しておらず、NGN における公平な競争環境が整っているとはいえない状況です。 又、2012 年 8 月に開催された「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」においても、いくつかの事業者から、帯域保証機能の提供を求められていることも公表されています。 このため、公平な競争環境整備のため、早期に NGN における帯域保証機能のアンバンドルについて議論を実施し、実現させることが必要であると考えます。
提案主体	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム 株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ZIP Telecom 株式会社

所管省庁：総務省

制度の現状	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、NTT 東西という。）は、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けることが義務づけられており（第 33 条第 2 項）、「接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 4 条に定める機能ごと」に接続料を定めることとされています。 NTT 東西の NGN (Next Generation Network) について、どのような機能を細分化（アンバンドル）するかという点については、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成 23 年 12 月 20 日情通審 108 号）において、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されている NGN の特性や、PSTN からのマイグレーションの動向を踏まえ、NGN における公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、NGN の段階的発展に対応した考え方（①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」）が整理されたところです。
該当法令等	接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 4 条
措置の分類	検討を予定
措置の概要	NTT 東西の NGN を利用した品質保証型の IP 電話サービスの実現に向けては、現在、左記の審議会の考え方を踏まえ、当事者間（NTT 東西と他の電気通信事業者間）で、技術面やコスト負担の在り方を含む実現の具体的な方法について協議が実施されているところと承知しています。 政府としては、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）に掲げたとおり、NGN のオープン化を含め、平成 26 年を目途として実施する競争政策の見直しにおいて、検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について結論を得ることとしており、当事者間の協議の結果を踏まえ、必要となる環境を整備していきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：16

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	--------------------	----------------

提案事項	配置技術者の専任義務の条件の緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】 建設業法上の配置技術者の専任義務の条件として、「請負代金（建築一式工事5000万円以上）」と「建物用途」により定められているが、「建物規模」の条件を付加することにより、専任でなくとも適正な施工が充分可能な「小規模な建築物」については専任義務をなくすべきである。 ※「小規模な建築物」とは、①地上3階以下②建物高さ13m以下③軒高9m以下④延べ面積500㎡以下の建築物</p> <p>【提案理由】 専任義務の発生する請負金額5000万円程度の小規模な物件の受注が多い元請け業者の負担が大きく、コスト面で経営を圧迫しているのが現状である。また、近年の建築物は、断熱性能・太陽光発電・燃料電池など設備費用もかさみ、現状の専任義務の条件はこれらの高性能な建築物を排除することにつながる可能性がある。現実的に、小規模な建築物は、安全管理、工程管理、品質管理の面については、大規模な建築物に比べ比較的容易であり、専任でなくとも技術者としての役割は十分に果たすことが可能である。</p>
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会
	所管省庁：国土交通省
制度の現状	公共性のある工作物に関する重要な工事で工事一件の請負代金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で設置しなければなりません。
該当法令等	建設業法第26条 建設業法施行令第27条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	技術者の専任制は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するための重要な制度です。建設工事の品質や安全性の確保の観点から技術者の適正な配置は必要であり、ご提案にお答えすることは困難です。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：17

受付日：10月31日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	フェムトセル基地局の電波法関係法令の基準の緩和
具体的内容	<p>【要望内容】 携帯電話基地局等の無線局について、包括免許の適用を、携帯電話端末、フェムトセル基地局、小電力レピータ以外の携帯電話基地局等にも拡大するよう検討頂きたい。</p> <p>【規制の現状】 (1)フェムトセル基地局は、簡易な操作を携帯電話事業者以外の者が行う場合は、その旨を届出ることが必要ですが、この届出を不要とするよう要望します。 (2)包括免許を受けたフェムトセル基地局において、開設等を実施した際には、開設日・設置場所・製造番号等を15日以内に届け出る必要がありますが、この届出における提出期限を緩和するよう要望します。</p> <p>【要望理由】 (1)フェムトセル基地局は個人宅、集合住宅(宅内部、共有部)、店舗、オフィス等、多様な場所に設置することが可能であり、フェムトセル基地局の機器は簡素で誤操作を招く余地がないこと、また個々の機器は携帯電話事業者によって遠隔管理されていることから、電源のOFF/ON等の簡単な操作を行う代替者についても携帯電話事業者にて管理可能と考えられるため、届出の撤廃を要望します。 (2)法で定められている各種届出については暦日であり、年末年始・ゴールデンウィークなどの長期休暇等も考慮しなければならないことから、運用に大きな負担がかかっています。一方で、フェムトセル基地局の運用形態を鑑みても、15日以内に届け出なければならない理由は見当たりません。よって、提出期限の緩和を要望します。</p>
提案主体	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社
	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>それぞれについて説明します。</p> <p>・【要望内容】に記載の点について 携帯電話基地局等を包括免許の対象とすべく、検討を行っております。なお、制度改正や関係者間の調整等が必要となるため、平成26年度以降の実施となる見込みです。</p> <p>・【規制の現状】及び【要望理由】に記載の点について (1)フェムトセル基地局は、電源のON/OFF等の簡易な操作を免許人以外の者が行えますが、不適正な運用が行われた場合の運用責任は運用者が負うこととなるため、運用責任者の把握が必要となることから、運用者の届出を求めています。 (2)他の免許人が、包括免許とは異なる周波数に無線局を開設する等の場合には、包括免許に係る基地局に混信を与えないことを審査する必要があること等から開設、変更及び廃止に係る届出を求めています。無線局監理の観点からすれば、これら届出までに要する期間はより短い方が望ましいものの、包括免許人の負担等を考慮し、15日以内と定めております。</p>
該当法令等	<p>・【要望内容】に記載の点について 電波法施行規則 無線局免許手続規則</p> <p>・【規制の現状】及び【要望理由】に記載の点について (1)電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項及び無線局免許手続規則第31条の3において準用する同規則第31条の2 (2)同法第27条の6第3項及び電波法施行規則第15条の4</p>
措置の分類	<p>・【要望内容】に記載の点について、検討に着手</p> <p>・【規制の現状】及び【要望理由】に記載の点について、対応不可</p>
措置の概要	<p>・【要望内容】に記載の点について 携帯電話基地局等を包括免許の対象とすべく、検討を行っております。なお、制度改正や関係者間の調整等が必要となるため、平成26年度以降の実施となる見込みです。</p> <p>・【規制の現状】及び【要望理由】に記載の点について (1)免許人以外の者が簡易な操作を行うフェムトセル基地局について、不適正な運用が行われた場合の運用責任は免許人ではなく運用者が負うこととなります。届出を不要とした場合、運用責任者の所在が把握できないなど、不適正な運用が行われた場合の運用責任が不明確になるおそれがあることから当該届出は必要と考えます。 なお、電源のON/OFF等の簡易な操作も含め、全ての運用を免許人の責任で行う場合については当該届出が必要となります。</p> <p>(2)他の免許人が、包括免許とは異なる周波数に無線局を開設する等の場合には、包括免許に係る基地局に混信を与えないことを審査する必要があること及び包括免許人の負担等を考慮し、15日以内と定めております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：18

受付日：10月17日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任
具体的内容	<p>【内容】 高圧ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者認定制度において、検査組織の長および検査管理組織の長の代理者の選任を認めていただきたい。</p> <p>【理由】 高圧ガス保安法では、保安統括者等の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその代理者を選任して、職務を代行させることが認められている。 一方、同法の認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度においても、検査組織の長および検査管理組織の長を選任し、省令別表に定める業務を行っているが、保安統括者等と同様、疾病等により職務を行うことができない場合も想定される。 これら検査組織の長、検査管理組織の長については、資格要件を満たす者から代理者を選任することで、省令別表に定める業務を代行することは可能であると考えられることから、代理者の選任を認めていただきたい。</p>
提案主体	石油連盟
	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>保安統括者等の代理者については、高圧ガス保安法第33条において、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合には、その職務を代行させなければならないと定めています。 一方、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者（以下「認定検査実施者」という。）に係る職務の代行については、規定しておりません。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法第33条 コンビナート等保安規則第41条、第43条 等
措置の分類	検討を予定
措置の概要	検査及び検査体制等、保安管理の実態を踏まえ、今後、代理者選任の適正性を検討する予定です。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	自社工場間の廃棄物の収集運搬における規制の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】自社工場間の廃棄物の収集運搬の許可を不要にすべきである。</p> <p>【提案理由】現状、廃棄物の処理設備をもつ工場以外で発生した産業廃棄物の処理を行っているが、収集運搬は許可を持つ収集運搬業者に委託している。自社製品の配送の帰り便等を使用すれば、確実に収集運搬され、不法投棄も減り、同時に物流効率も上がり、運搬等での二酸化炭素の排出量も減ることが予想される。特に、製紙関連ではバイオマス(木屑、紙屑)から熱や電力などのエネルギー回収を行っており、温暖化対策にもなる。また、資源の有効利用が図られ、産業廃棄物最終処分場の延命も図られる。</p>
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされています。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処分に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられます。これを踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているものです。一方、事業者が自らその産業廃棄物を処理する場合には、処理業の許可は必要ありません。</p> <p>また、排出事業者自らが運搬する場合又は産業廃棄物処理業者が運搬する場合のいずれであっても、産業廃棄物が飛散流出しないこと等の産業廃棄物処理基準を遵守できる、適切な運搬車両等により運搬される必要があります。</p>
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	御指摘の「自社工場間の廃棄物の収集運搬」について、事業者が自らその排出した産業廃棄物を運搬するのであれば、収集運搬業の許可は不要です。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：20

受付日：10月31日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	産業廃棄物処理許可の拡大
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】産業廃棄物処理許可を拡大すべきである。</p> <p>【提案理由】現状、自社内で廃棄物の処理設備をもつ工場以外で発生した産業廃棄物の処理を行っている。ただし、処理業の免許を持っていないので、処理できるのは自社内だけである。処理業の免許等を取得するには時間が掛かる。また、間伐材などのバイオマスは、都市部では運搬などに費用が掛かるために不足している。バイオマス(木屑、紙屑)から熱や電力などのエネルギー回収を行っており、温暖化対策にもなるので、都市部にあるグループ企業の産業廃棄物を処理できるようになれば、不足しているバイオマス燃料を補えることができ、資源の有効利用が図られ、温暖対策や産業廃棄物最終処分場の延命も図られる。</p>
提案主体	公益社団法人 関西経済連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされています。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処分に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられます。これを踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができる者と認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているものです。</p>
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>上記に示したとおり、業として行う産業廃棄物の処理については、産業廃棄物の処理を適正に実施することができる者と認められる者へのみ許可することによって、生活環境の保全等の廃棄物処理法の目的を担保しているところです。</p> <p>こうした観点から、各企業が別個の法人主体である場合には、他の企業の委託を受けて産業廃棄物の処理を行う法人主体は産業廃棄物処理業の許可が必要であるため、当該許可の取得に時間を要するとしても、廃棄物処理法に則り、産業廃棄物処理業の許可の取得をして下さい。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月17日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	風営法ダンスクラブ営業時間緩和について
具体的内容	<p>現状12時で営業終了となっているダンスクラブの営業時間を翌朝5時まで伸ばす。</p> <p>理由 ダンスクラブを愛好する者にとって、大きな音で踊れるような場所が年々取締を受けて減ってきている。風営法の許可通りだと12時までしか営業できなく、違法状態のなか営業せざるを得ない。グレーゾーンのまま営業していると、揉め事が起こった時に警察との連携が取りづらく、結果的にクラブ内で起こったトラブルを、クラブ内で解決する事ができない。 例えば、クラブ特区を作り、その域内では制限時間を撤廃して営業してみる社会実験を行う。警察がすぐ介入できるよう、営業者と緊密に連携ができるようになれば、クラブ内の治安はさらに良くなるのではないかと。 そして、酒類の販売はクラブと常設された飲食店のみで提供し、クラブ内には酒の持ち込みは原則不可とするなどし、泥酔状態の者をクラブ内に入れないような配慮を行う。 または、酒類の販売自体も禁止にして、飲酒によるトラブルを防ぐことも視野にいれたい。 安全に、そして楽しく、魅力あるクラブ文化を再定義することで、逆に日本の音楽シーンのクリーンさをアピールし、世界中からの視線を集めていきたい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：警察庁
制度の現状	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）は、第2条第1項各号に掲げる営業を風俗営業とし、当該営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしています。</p> <p>風俗営業に対する規制の内容は、不適格者の排除（暴力団員等）、営業所の構造及び設備の基準への適合義務、営業地域の制限（学校、病院の周辺等）、営業時間の制限、照度の規制、騒音及び振動の規制、広告及び宣伝の規制、客引きの禁止、年少者立ち入らせの禁止等です。</p> <p>このうち、営業時間制限については、深夜の営業は原則として午前零時までとなっていますが、習俗的行事その他の特別な事情がある日については、都道府県の条例で午前零時以降の時間を定めることができますこととなっています。</p>
該当法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第13条</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条の2</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>風俗営業の営業時間の制限については、「制度の現状」でも記載のとおり、現行制度下でも地域の実情に応じて都道府県の条例で定めることが可能です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月29日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	風営法第二条第一項：ダンス営業にかかる解釈の明確化
具体的内容	<p>警察庁は、その独自の法解釈の元で、風営法第二条第一項第四号に定められる「ダンスホールその他施設を設けて客にダンスをさせる営業」に規程されるダンスとは「男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされているダンス」（ペアダンス）であると解釈し、シングルダンスをさせる営業を規制の対象から排除している。一方、同法同条同項第三号で定められる「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」においては、シングルダンスをさせる営業もその規制の対象に含むという異なった解釈を採用している。</p> <p>この点において、風営法は第二条第一項にかかる「ダンス」の定義に関して、政令等の下位規範に対してその範囲を定義することの委任を行っていない。しかし、現実の運用においては、運用規則上でダンス種に基づく規制の範囲に独自の解釈を加え、また「同一の法令、条文、項目で利用されている同一の用語」を号数毎に異なる意味で解釈する事は、明らかな法運用上の誤りである。この点、法によって改めて明確な規程が必要なものであると考えます。</p>
提案主体	株式会社国際カジノ研究所

所管省庁：警察庁

制度の現状	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）は、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（1号営業）、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる営業（3号営業）、設備を設けて客にダンスをさせる営業（4号営業）を風俗営業とし、当該営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしています。</p> <p>このうち、4号営業については、社交ダンスに代表されるような男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされているダンスを客にさせる営業は、その性質上、男女間の享樂的雰囲気は過度にわたる可能性があり、規制対象となりますが、ヒップホップダンスや盆踊りなど、男女がペアとなって踊ることが通常の形態とされていないダンスを客にさせる営業は、それだけでは、男女間の享樂的雰囲気が過度にわたる可能性があるとは言い難く、原則として規制対象とする扱いとしていないほか、ペアダンスをさせる営業についても、一定の講習を受講したダンス教師等が教えるダンススクール営業を4号営業の対象から除外しているところですが。</p> <p>一方、3号営業については、4号営業と異なり、「客にダンスをさせ」ることに加えて、「客に飲食をさせる」ことを伴うものであり、このため、4号営業よりも享樂的雰囲気が過度にわたり風俗上の問題等を生じさせるおそれが大きいことから、ペアダンスをさせるものはもとより、ペアダンス以外のダンスをさせるものであっても、なお所要の規制を行っているところです。</p> <p>なお、風営適正化法が規制としているのは営利を目的として営む営業であり、地方公共団体等が実施するダンス講座等は通常は営利の目的がないと考えられることから、規制対象となりません。</p>
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項
措置の分類	事実認識
措置の概要	<p>設備を設けて客にダンスをさせる営業は、適正に営まれれば、国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、享樂的雰囲気が過度にわたり、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、法の目的に照らして必要最低限の規制を行っているものであり、その規定の解釈等については、警察庁のホームページ等において公表しているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等におけるダンスの取り扱いについての意見
具体的内容	タンゴのダンスに関する観点から、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等にかかる過度の規制について見直していただきたいと考えています。タンゴは2009年にユネスコの無形文化遺産に登録されています。アルゼンチンとウルグアイの人々がタンゴを自国の文化として尊重し、誇りに思い、それを国際社会が認知したものです。これは私たち日本人が日本の伝統や文化を誇りに思い、富士山に畏敬の念をもち国の誇りと思うことと通じる気持ちであり、また、和食を日本人の伝統的な食文化として人類の無形文化遺産として国際的に認められたいという思いと通じるものであると思います。タンゴは、民衆の中から発生し形を少しずつ変えながら民衆の日常の喜びや悲しみ、人生の機微を表すものとして推移してきたものであり、アルゼンチンとウルグアイが誇る文化です。近年では、タンゴは、その音楽や身体の動きを通じて心身の健康維持及び回復に効果があるという科学的知見も発表されておりますし、介護予防の観点からも中高齢期の健康作りや、コミュニティにおける社交の場をもつことで心身の健康につながると広く認識されています。当局の見解では「ペアダンスは享乐的雰囲気が過度になる」等の理由で規制が必要とお考えの様子ですが、その判断基準が不明確であるとともに、こうした規制は、他国の文化に対する敬意を失ったことです。国際的な相互理解が不可欠な現代社会に於いて、他国の文化の排除につながる規制を維持する方針を容認する国は、国際社会で主導権をとるなど困難なのではないでしょうか。国民の立場から、タンゴを趣味として心身の健康を維持している国民にとっても、またタンゴの利点を活用して企業活動につなげようとしている事業者にとっても不要の規制です。また、同法第二条四号では、政令で定められた教授能力のある者は客にダンスをさせてよいとされていますが、タンゴは各自がそれぞれのスタイルで各自の思いを表現するための踊りであり、教授法を画一化できるものでもなければ、習わなければ踊れないものではありません。これは、タンゴに限らず他のダンスにもあてはまるものが多いと思います。これらの理由から、「風俗法」等におけるダンスの規定は除外すべきと考えます。
提案主体	個人

	所管省庁：警察庁
制度の現状	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗適正化法」という。）は、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（1号営業）、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる営業（3号営業）、設備を設けて客にダンスをさせる営業（4号営業）を風俗営業とし、当該営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしています。風俗営業に対する規制の内容は、不適格者の排除（暴力団員等）、営業所の構造及び設備の基準への適合義務、営業利域の制限（学校、病院の周辺等）、営業時間の制限、照度の規制、騒音及び振動の規制、広告及び宣伝の規制、客引きの禁止、年少者立ち入らせの禁止等です。なお、風俗適正化法が規制としているのは営利を目的として営む営業であり、地方公共団体等が実施するダンス講座等は通常は営利の目的がないと考えられることから、規制対象となりません。また、4号営業については、ヒップホップ教室等、ペアダンス以外のダンスをさせる営業については、原則として、4号営業の規制対象とする扱いをしていないほか、ペアダンスをさせる営業についても、一定の講習を受講したダンス教師等が教えるダンススクール営業を4号営業の対象から除外しているところです。
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1、3、4号
措置の分類	対応不可能（一部、現行制度下で対応可能）
措置の概要	客にダンスをさせる営業は、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、具体的には、暴力団員等の悪質な営業者による不適切な営業行為により風俗嬢の問題が生じ得ること、騒音等により営業所の周辺地域の生活環境が悪化し得ること、18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせること等により少年の健全な育成に係る問題が生じ得ること等が懸念されます。実際に、風俗適正化法に違反して営まれている3号営業の状況をみると、営業所の周辺における騒音や酔客のい集、年少者の立入り、営業所の内外における暴行・傷害事案、女性に対する性的事案等の問題が発生するとともに、取締りの継続・強化を要望する陳情書や風俗適正化法の規制撤廃に反対する意見書が周辺住民等から警察に寄せられるなどしています。また、4号営業については、「制度の現状」で記載したとおり、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているところですが、4号営業を風俗適正化法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば、出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念されるところです。このような状況を踏まえ、現段階において、客にダンスをさせる営業を風俗適正化法の規制の対象から除外することは困難であると考えます。 なお、一般論として申し上げれば、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきており、一昨年風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令319号）を改正し、4号営業の対象から除外されるダンススクール営業に関して所要の見直しを行ったところです。今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えています。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：24

受付日：11月1日	所管省庁への検討要請日：1月10日	回答取りまとめ日：2月7日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	風営法の規定からダンスを取り除くことを求めます。
具体的内容	ダンスクラブの規制そのものに対して異を唱え、撤廃を求める者です。若者らが集うクラブと社交ダンスのスタジオなどが同様に規制対象となるなど、風営法の規定が時代に合いません。近頃の警視庁の動きは目に余ります。そもそも売春行為を規制するためのものだったのが、踊っていたかどうかだけを対象に規制することはあまりにも不条理です。現在、ダンスクラブはいかがわしい場所ではありません。せっかくダンスが授業として、取り入れられたのに子供達の夢や希望が台無しになるとおもいます。実際、甥っ子はダンスをするのですが、彼も異を唱えています。この意見を真摯に受け止めて頂けることを家族一同、願っています。
提案主体	個人

	所管省庁：警察庁
制度の現状	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）は、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（1号営業）、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる営業（3号営業）、設備を設けて客にダンスをさせる営業（4号営業）を風俗営業とし、当該営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしています。</p> <p>風俗営業に対する規制の内容は、不適格者の排除（暴力団員等）、営業所の構造及び設備の基準への適合義務、営業利域の制限（学校、病院の周辺等）、営業時間の制限、照度の規制、騒音及び振動の規制、広告及び宣伝の規制、客引きの禁止、年少者立ち入らせの禁止等です。</p> <p>なお、風営適正化法が規制としているのは営利を目的として営む営業であり、地方公共団体等が実施するダンス講座等は通常は営利の目的がないと考えられることから、規制対象となりません。また、4号営業については、ヒップホップ教室等、ペアダンス以外のダンスをさせる営業については、原則として、4号営業の規制対象とする扱いをしていないほか、ペアダンスをさせる営業についても、一定の講習を受講したダンス教師等が教えるダンススクール営業を4号営業の対象から除外しているところですが、</p>
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1、3、4号
措置の分類	対応不可能（一部、現行制度下で対応可能）
措置の概要	<p>客にダンスをさせる営業は、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、具体的には、暴力団員等の悪質な営業者による不適切な営業行為により風俗嬢の問題が生じ得ること、騒音等により営業所の周辺地域の生活環境が悪化し得ること、18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせること等により少年の健全な育成に係る問題が生じ得ること等が懸念されます。</p> <p>実際に、風営適正化法に違反して営まれている3号営業の状況をみると、営業所の周辺における騒音や酔客のい集、年少者の立入り、営業所の内外における暴行・傷害事案、女性に対する性的事案等の問題が発生するとともに、取締りの継続・強化を要望する陳情書や風営適正化法の規制撤廃に反対する意見書が周辺住民等から警察に寄せられるなどしています。</p> <p>また、4号営業については、「制度の現状」で記載したとおり、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているところですが、4号営業を風営適正化法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば、出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念される所です。</p> <p>このような状況を踏まえ、現段階において、客にダンスをさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外することは困難であると考えます。</p> <p>なお、一般論として申し上げます、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきており、一昨年も風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令319号）を改正し、4号営業の対象から除外されるダンススクール営業に関して所要の見直しを行ったところですが、今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：25

受付日：11月1日 所管省庁への検討要請日：1月10日 回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	ダンスカルチャーと経済の活性化を目的とした風営法に基づく営業時間等の規制緩和について
具体的内容	ダンスカルチャーとそれに伴う経済の活性化を実現するために、いわゆるクラブ営業について、風営法に基づく営業時間等の規制を緩和していくことを提案します。 ダンスカルチャーが、街の文化的価値を向上させ、外国人観光客を呼び込み、また経済を活性化するための非常に重要な都市のファクターであることはアジア、欧米の諸外国の例をみても明らかですが、現在の日本においては、ダンスカルチャーの真価を十分発揮できる法環境がなく、その本来の価値は大きく損なわれています。ダンスカルチャーを楽しむ場として最もポピュラーなのが、いわゆるクラブと呼ばれる場であり、日本のクラブで活躍するDJやアーティストは世界的評価を受け、日本企業によるサウンドシステム等の音響映像機器は世界トップのシェアを占めるに至っています。また、ダンスが活躍する場は、単にクラブだけにとどまらず、カフェやバー、レストラン等の飲食店、ライブ演奏を楽しむライブハウス、ギャラリーやイベントスペースなど、多方面に広がっています。このように、ダンスは風営法の想定を超えていたところに普及していますが、これを全て風俗営業ととらえることで、法と現実との不整合が生じ、法的なグレーゾーンを生み出し、企業の新規参入等を阻害する結果にもなっています。例えば、飲食店が週末の夜だけダンスミュージックイベントを行うことが風俗営業にあたりとされた場合、当該飲食店は、日中に通常営業を行っているときにも18歳以下の者を入店させることができず、入口には18歳以下入場禁止の警告文を掲示し、さらには外部からの見通せないように構造を変更しなければならないなどの明らかに不合理な事態を招いてしまうこととなります。また、ダンスカルチャーを形成してきたアパレル企業、レコード会社、音響機器メーカーなど、本来、ダンスイベントやDJ等をスポンサードできる立場にある企業が、グレーゾーンゆえにスポンサードできず、クラブカルチャーを経済的にバックアップする環境も乏しくなっています。2020年の東京オリンピックが決まり、外国人観光客の増加が見込まれる中、ダンスカルチャーのポテンシャルを伸ばし、魅力ある街づくりのために活用していくためには、フレッシュなアイデアや健全な資本を招き入れていくため、風営法に基づく規制の緩和を目指すことが不可欠であると考えます。
提案主体	個人

	所管省庁：警察庁
制度の現状	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）は、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（1号営業）、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる営業（3号営業）、設備を設けて客にダンスをさせる営業（4号営業）を風俗営業とし、当該営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしています。 風俗営業に対する規制の内容は、不適格者の排除（暴力団員等）、営業所の構造及び設備の基準への適合義務、営業利域の制限（学校、病院の周辺等）、営業時間の制限、照度の規制、騒音及び振動の規制、広告及び宣伝の規制、客引きの禁止、年少者立ち入らせの禁止等です。 このうち、営業時間の制限については、深夜の営業は原則として午前零時までとなっていますが、習俗的行事その他の特別な事情がある日については、都道府県の条例で午前零時以降の時間を定めることができます。
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1、3、4号、第4条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第22条等
措置の分類	対応不可能（一部、現行制度下で対応可能）
措置の概要	客にダンスをさせる営業は、適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、具体的には、暴力団員等の悪質な営業者による不適切な営業行為により風俗嫌の問題が生じ得ること、騒音等により営業所の周辺地域の生活環境が悪化し得ること、18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせること等により少年の健全な育成に係る問題が生じ得ること等が懸念されます。実際に、風営適正化法に違反して営まれている3号営業の状況を見ますと、営業所の周辺における騒音や酔客のい集、年少者の立入り、営業所の内外における暴行・傷害事案、女性に対する性的事案等の問題が発生するとともに、取締りの継続・強化を要望する陳情書や風営適正化法の規制撤廃に反対する意見書が周辺住民等から警察に寄せられるなどしています。また、4号営業については、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているところですが、4号営業を風営適正化法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば、出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念されることです。このような状況を踏まえ、現段階において、客にダンスをさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外することは困難であると考えますが、営業地域、営業時間の制限については、現行制度下でも地域の実情に応じて都道府県の条例で定めることが可能です。なお、一般論として申し上げますと、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきており、今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えています。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：26

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：11月2日	所管省庁への検討要請日：1月10日	回答取りまとめ日：2月7日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	「ダンス規制法」の見直しを求めます。
具体的内容	私は還暦時に後縦靭帯骨化症となり手術、その後の健康のためにもと勧めもあってダンス・サークルに参加、その後同好者もサークルも増え、ダンスは日常的に欠かせないものとなっています。 徳島県は糖尿病全国一となっていますが、私も患者の一人、食事療法とともに運動療法も欠かせません。本年11月3日開催のダンス・スポーツ発表会は、徳島県スポーツSHOWデー助成事業として開催されます。 ダンス・サークルでは、同好者が会費を出しあって運営しており、風俗や環境を乱すようなことは一切ありません。 風俗営業法でダンス・スポーツを規制することは、健康保持にマイナスの影響をあたえるものであり、「ダンス規制法」の見直しを強く求めるものです。
提案主体	個人

	所管省庁：警察庁
制度の現状	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）は、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（1号営業）、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる営業（3号営業）、設備を設けて客にダンスをさせる営業（4号営業）を風俗営業とし、当該営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしています。 風俗営業に対する規制の内容は、不適格者の排除（暴力団員等）、営業所の構造及び設備の基準への適合義務、営業利域の制限（学校、病院の周辺等）、営業時間の制限、照度の規制、騒音及び振動の規制、広告及び宣伝の規制、客引きの禁止、年少者立ち入らせの禁止等です。 なお、風営適正化法が規制としているのは営利を目的として営む営業であり、地方公共団体等が実施するダンス講座等は通常は営利の目的がないと考えられることから、規制対象となりません。また、4号営業については、ヒップホップ教室等、ペアダンス以外のダンスをさせる営業については、原則として、4号営業の規制対象とする扱いをしていないほか、ペアダンスをさせる営業についても、一定の講習を受講したダンス教師等が教えるダンススクール営業を4号営業の対象から除外しているところです。
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1、3、4号
措置の分類	事実誤認
措置の概要	風営適正化法が規制としているのは営利を目的として営む営業であり、地方公共団体等が実施するダンス講座等は通常は営利の目的がないと考えられることから、規制対象となりません。また、4号営業については、「制度の現状」で記載したとおり、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているところです。

番号：27

受付日：10月31日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和について
具体的内容	【内容】 貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和すること。 【提案理由】 現在、引越しシーズンに特例として認められている貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和し、繁忙期や整備・点検時にも使用を認めるべきである。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	貨物自動車運送事業者のレンタカーの使用については、引越に係る輸送力を確保し、利用者のニーズに的確に対応するという観点から、引越輸送が集中すると考えられる期間に限り、一般貨物自動車運送事業者が引越輸送にレンタカーを使用することを認めています。
該当法令等	道路運送法第80条、道路運送法施行規則第52条 平成15年国自貨第90号「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱について」
措置の分類	検討を予定
措置の概要	引越シーズン以外の繁忙期等におけるレンタカー使用については、輸送の安全の確保、利用者ニーズ等を踏まえ、その要否について検討することといたします。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：28

受付日：10月21日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する要望
具体的内容	<p>メーカーと流通業者との関係を規律する規制の中心となるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」と、具体的にどのような行為が同法に違反するかについての解釈指針である「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通・取引慣行ガイドライン）」である。このガイドラインは平成3年（1991年）に施行され、当時の日米貿易摩擦等を背景として、日本の流通が取引上立場の強いメーカーによって支配されていることにより、日本市場が閉鎖的であるとの前提の下、メーカーの流通事業者に対する行為を特に強く規制しており、結果として、両者が連携して消費者ニーズを把握することすら出来ない内容となっている。しかし、メーカーと流通との力関係が変わったことやインターネット事業者を初めとする新しい流通が登場するなど、国内消費市場の状況が当時とは大きく変化し、価格下落のスピードアップと下落幅が想定をはるかに超えて拡大している中、同ガイドラインは施行後20年以上実質的な改正を経ないまま今日に至っている。我が国が長引くデフレからの脱却を果たす上では、GDPの3/4を占める国内消費市場の活性化が重要であり、メーカーと流通が連携して消費者に対して付加価値を提供することで、シェア維持のための安価競争という悪循環から脱却し、適切な商品価値を維持し、収益を確保することにより、さらなる魅力的な商品を開発して国内に優先的に供給し、イノベーションにつなげるという本来の競争環境を整備する必要がある。欧米においては、メーカー優位の市場構造を前提とした制度から、市場構造の変化に対応した制度変更が実施されており、日本よりも柔軟なマーケティング戦略を採用することが可能となっている。企業活動のグローバル化に鑑みれば、日本においても欧米並みの規制に見直すことが必要である。たとえば、新規商品を市場に投入した一定の期間については、消費者メリットを考慮した上で、価格制限行為規制の適用を除外することなどは、欧州の判断基準と比較しても合理的なものといえる。さらに、消費者にとっても、低価格のみがメリットであるかのような市場から脱却し、適切な対価を払えば多様化したニーズに応じた最適な商品・サービスが手に入り、いざ知らずにコストダウンされた粗悪品を購入してしまう心配もないという市場環境は、メリットをもたらすものと確信する。以上により、緊急に流通・取引慣行ガイドラインの見直しを要望する。</p>
提案主体	電子情報技術産業協会、日本電機工業会、日本冷凍空調工業会

所管省庁：公正取引委員会

制度の現状	<p>メーカーが、正当な理由がないのに、流通業者に対し、自社の製品の販売価格を定めてこれを維持させるなど流通業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為（再販売価格維持行為）は、独占禁止法で禁止されている行為であり、流通・取引慣行ガイドラインによって規制されているものではありません。</p>
該当法令等	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為や、新規参入者など競争者を排除する行為については、違法となるとしていますが、メーカーが流通業者と連携すること自体を問題としているものではありません。独占禁止法は、自由な競争を妨げたり公正な競争を阻害するおそれのある行為を規制していますが、競争制限的な行為を規制するという考え方は各国共通のもので、再販売価格維持行為についても同様です。欧州委員会の「垂直的制限ガイドライン」では、新製品を投入する場合の個別の適用免除の可能性について言及がされていますが、同ガイドラインでは、再販売価格維持行為が、当事者間の契約書に含まれる場合は、当該契約が競争を制限することが推定され、欧州機能条約第101条第1項（禁止規定）の適用が推定されると記載されています。また、当該契約が欧州機能条約第101条第3項（一括適用免除）の要件を満たす可能性は低いと推定され、一括適用免除も適用されない旨も記載されています。さらに、欧州委員会が、「新商品を投入した一定期間」の「価格制限行為」について、欧州機能条約第101条第1項の適用を免除するとの決定を行った事案はありません。「新商品を投入した一定期間」であっても、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為については、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。したがって、御提案の方向で、流通・取引慣行ガイドラインを見直すことは適当でないと考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：29

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	流通取引慣行ガイドラインの見直し
具体的内容	市場構造が変化に応じて、流通取引慣行ガイドラインにおける再販売拘束規制・拘束条件付取引の規制を見直すべきである。 これによって、日本経済の発展が見込めるだけでなく、欧米の規制との調和が図れる。（「第185回国会（臨時会）に向けた意見書」2013年10月1日経済同友会 参照）
提案主体	公益社団法人経済同友会

所管省庁：公正取引委員会

制度の現状	メーカーが、正当な理由がないのに、流通業者に対し、自社の製品の販売価格を定めてこれを維持させるなど小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為（再販売価格維持行為）や、取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引すること（拘束条件付取引）は、独占禁止法で禁止されている行為であり、流通・取引慣行ガイドラインによって規制されているものではありません。
該当法令等	独占禁止法第2条第9項第4号、第6号、第19条
措置の分類	事実誤認
措置の概要	メーカーが、正当な理由がないのに、流通業者に対し、自社の製品の販売価格を定めてこれを維持させるなど流通業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為（再販売価格維持行為）や、取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引すること（拘束条件付取引）は、公正な競争を阻害するおそれのあるものとして、独占禁止法で禁止されているものです。したがって、公正な競争を確保するためのこれらの規制によって、「日本経済の発展が見込め」なくなるということはないと考えています。独占禁止法は、自由な競争を妨げたり公正な競争を阻害するおそれのある行為を規制していますが、競争制限的な行為を規制するという考え方は各国共通のもので、再販売価格維持行為についても同様です。なお、世界各国の競争当局は、競争法の国際的な取れん・調和を図るための連携・協力をしています。近時、欧米等の諸外国の競争当局から、公正取引委員会に対し、我が国の規制が、諸外国の規制と調和が図られていないとの指摘を受けているとは承知していません。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：30

受付日：10月30日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その1）
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>再販売価格維持行為は、その行為そのものが原則違法という「行為規制」と位置付けられているが、市場での競争減殺効果の評価必須にすべき。</p> <p>(提案理由)</p> <p>①再販売価格維持行為は、その行為そのものが原則違法という「行為規制」と位置付けられており、市場での競争減殺効果の評価について一切触れられていない。より悪質性の高いカルテル・入札談合では、違法性の判断において市場での競争制限効果を考慮しており、再販売価格拘束規制は、明らかに過剰規制になっている。</p> <p>②本来、マーケティングは、お客様に正しい商品価値を伝え、売れる仕組みを構築することであるが、現在のガイドラインでは、「価格に関することは全てタブー」という意識が強すぎて、一円でも高く売る活動を放棄した結果、商品の供給量を増やす行為＝低価格競争が主眼となっている。価格下落のスピードアップと下落幅が想定を超えて拡大しており、新製品の開発やアフターサービス等のコストが制約を受け、消費者にもデメリットが生じている。</p> <p>③メーカーのみならず、流通事業者、消費者にも以下のメリットがある。</p> <p>(1) 製品安全に関する情報（リコール情報等）やアフターサービス等を的確に入手できる メーカーが販売後の調査により顧客の製品使用・アフターサービス状況の情報を収集。製品事故発生を未然に防ぐ対策や事故発生時の迅速対応が可能になる。</p> <p>(2) ニーズに合った魅力ある商品を手に入る メーカーが商品開発投資を確保できることにより、多様な顧客ニーズに合わせたきめ細やかな商品開発が可能になる。</p> <p>(3) 広告・宣伝や店頭説明により適切に商品を選択できる メーカーが広告・宣伝・販促費用を確保することにより、商品選択に資する情報を適切・タイムリーに提供できる。</p> <p>(4) 買い物に不自由な方がサポートを受けることができる。 地域電器専門店の地域密着の販売活動により買物弱者の救済が可能になる。</p> <p>(5) 価格への信頼感を得ることができる 商品の適正な価値を維持することにより、信頼できる価格情報の提供が可能になる。</p> <p>(6) 脱デフレにも資することになる 本ガイドライン改正によって、消費活動が活発化されれば、デフレからの脱却につながりうる。</p>
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

	所管省庁：公正取引委員会
制度の現状	メーカーが、正当な理由がないのに、小売業者に対し、自社の製品の販売価格を定めてこれを維持させるなど流通業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為（再販売価格維持行為）は、独占禁止法で禁止されている行為であり、流通・取引慣行ガイドラインによって規制されているものではありません。
該当法令等	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>再販売価格維持行為については、「法が不正な取引方法を禁止した趣旨は、公正な競争秩序を維持することにあるから、法二条七項四号の『不当に』とは、かかる法の趣旨に照らして判断すべきものであり、また、同号の規定を具体化した一般指定八は、拘束条件付取引が相手方の事業活動における自由な競争を阻害することとなる点に右の不当性を認め、具体的な場合に右の不当性がないものを除外する趣旨で『正当な理由がないのに』との限定を付したものと解すべきである。したがって、右の『正当な理由』とは、専ら公正な競争秩序維持の見地からみた観念であって、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいうものであり、単に事業者において右拘束条件を付けることが事業経営上必要あるいは合理的であるというだけでは、右の『正当な理由』があるとすることはできない」（明治商事株による審決取消請求事件最高裁判決。昭和46年（行ツ）第83号。）と判示され、正当な理由がないことについて競争減殺効果の評価した上で、違法性が判断されており、このような判決も踏まえ、平成21年改正独占禁止法において「正当な理由がないのに」行われる再販売価格維持行為の禁止が法定化され、課徴金の対象とされています。また、この点については、近時においても、「独占禁止法が不正な取引方法を禁止した趣旨は、公正かつ自由な競争秩序を維持することにあるから、同法2条9項4号（相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること）の『不当に』は、この法の趣旨に照らして判断すべきであり、同号の規定を具体化した一般指定12項は、再販売価格の拘束が相手方の事業活動における競争を阻害する点に不当性を認め、具体的な場合にこの不当性がないものを除外する趣旨で『正当な理由がないのに』との限定を付したものと解すべきである。したがって、この『正当な理由』は、公正な競争秩序維持の観点から、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいう」（ハマナカ(株)に対する審決取消請求事件東京高裁判決。平成22年（行ケ）第12号。）と判示されています。御提案の趣旨が、再販売価格維持行為についての独占禁止法の適用除外の範囲を拡大すべきというものであれば、それは、再販売価格維持行為に対する国際的なスタンダードから外れるものであると考えています。EUにおいては、欧州委員会の「垂直的制限ガイドライン」において新製品を投入</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

	<p>する場合の個別の適用免除の可能性について言及がされていますが、同ガイドラインでは、再販売価格維持行為が、当事者間の契約書に含まれる場合は、当該契約が競争を制限することが推定され、欧州機能条約第101条第1項（禁止規定）の適用が推定されると記載されています。また、当該契約が欧州機能条約第101条第3項（一括適用免除）の要件を満たす可能性は低いと推定され、一括適用免除も適用されない旨も記載されています。さらに、欧州委員会が、再販売価格維持行為について、欧州機能条約第101条第1項の適用を免除するとの決定を行った事案はありません。</p>
--	--

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その2）
具体的内容	<p>（具体的内容）</p> <p>再販売価格維持行為が正当化される事例として、「新製品導入時期」や「メーカー間の競争が十分に確保されている場合」などを具体的に明記すべき。</p> <p>（提案理由）</p> <p>①現行ガイドラインにおいても、再販売価格維持行為の例外が示されているものの、実務上該当するケースは極めて稀であり、例外を規定する実質的な意味がない。</p>
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

所管省庁：公正取引委員会

制度の現状	<p>独占禁止法では、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しており、メーカーが、小売業者等に自社商品の販売価格を指示し、これを守らせる行為は、再販売価格維持行為として禁止されています。流通・取引慣行ガイドラインは、我が国における流通・取引慣行について、どのような行為が公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにしたものです。</p>
該当法令等措置の分類	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条
措置の概要	<p>その他</p> <p>「新製品導入時期」であっても、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為については、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。再販売価格維持行為については、「再販売価格維持行為により、行為者とその競争者との間における競争関係が強化される」としても、それが、必ずしも相手方たる当該商品の販売業者間において自由な価格競争が行われた場合と同様な経済上の効果をもたらすものでない以上、競争阻害性のあることを否定することはできない」（和光堂株による審決取消請求事件最高裁判決。昭和46年（行ツ）第82号。）と判示されており、「メーカー間の競争が十分に確保されている場合」に、メーカーの取引の相手方である小売業者間において自由な価格競争が行われた場合と同様な経済上の効果がもたらされるものと一概にいうことはできず、御提案の「メーカー間の競争が十分に確保されている場合」を流通・取引慣行ガイドラインに記載することは適当でないと考えています。再販売価格維持行為の例外については、「法が不公正な取引方法を禁止した趣旨は、公正な競争秩序を維持することにあるから、法二条七項四号の『不当に』とは、かかる法の趣旨に照らして判断すべきものであり、また、同号の規定を具体化した一般指定八は、拘束条件付取引が相手方の事業活動における自由な競争を阻害することとなる点に右の不当性を認め、具体的な場合に右の不当性がないものを除外する趣旨で『正当な理由がないのに』との限定を付したものと解すべきである。したがって、右の『正当な理由』とは、専ら公正な競争秩序維持の見地からみた観念であって、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいうものであり、単に事業者において右拘束条件を付けることが事業経営上必要あるいは合理的であるというだけでは、右の『正当な理由』があるとはできない」（明治商事株による審決取消請求事件最高裁判決。昭和46年（行ツ）第83号。）と判示され、このような判決も踏まえ、平成21年改正独占禁止法において「正当な理由がないのに」行われる再販売価格維持行為の禁止が法定化され、課徴金の対象とされています。また、この点については、近時においても、「独占禁止法が不公正な取引方法を禁止した趣旨は、公正かつ自由な競争秩序を維持することにあるから、同法2条9項4号（相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること）の『不当に』は、この法の趣旨に照らして判断すべきであり、同号の規定を具体化した一般指定12項は、再販売価格の拘束が相手方の事業活動における競争を阻害する点に不当性を認め、具体的な場合にこの不当性がないものを除外する趣旨で『正当な理由がないのに』との限定を付したものと解すべきである。したがって、この『正当な理由』は、公正な競争秩序維持の観点から、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいう」（ハマナカ（株）に対する審決取消請求事件東京高裁判決。平成22年（行ケ）第12号。）と判示されていることも踏まえると、その例外は「極めて希」であると考えられます。欧州委員会の「垂直的制限ガイドライン」においても、再販売価格維持行為が、当事者間の契約書に含まれる場合は、当該契約が競争を制限することが推定され、欧州機能条約第101条第1項（禁止規定）の適用が推定されると記載されています。また、当該契約が欧州機能条約第101条第3項（一括適用免除）の要件を満たす可能性は低いと推定され、一括適用免除も適用されない旨も記載されています。さらに、欧州委員会が、「新商品を投入した一定期間」の「価格制限行為」について、欧州機能条約第101条第1項の適用を免除するとの決定を行った事案はありません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：32

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その3）
具体的内容	（具体的内容） 表示価格拘束は、原則合法とすべき。 （提案理由） ①現行ガイドラインでは、チラシ・店頭等での表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則として違法とされている。表示価格に一切関与できないことにより、表示価格の信用性が著しく低下している。 ②店頭でのポイント値引きや一括購入値引き等により実売価格は表示価格と一致しないことが多く、表示価格拘束が再販売価格拘束に繋がるリスクは低減している。お客様への適正価格提示の観点から、表示価格拘束を合法とすることはメリットがある。
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

	所管省庁：公正取引委員会
制度の現状	メーカーが、正当な理由がないのに、小売業者に対し、自社の製品の販売価格を定めてこれを維持させるなど流通業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為（再販売価格維持行為）は、独占禁止法で禁止されている行為であり、流通・取引慣行ガイドラインによって規制されているものではありません。
該当法令等	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条
措置の分類	事実誤認
措置の概要	御提案の趣旨が、小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束することを原則合法とすべきということであれば、当該行為は、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが設定する希望小売価格や建値は、それ自体問題となるものではない旨を既に明記しています。なお、表示価格と実売価格に乖離が生じる場合に、消費者が商品等の選択を適正に行えるかどうかという問題が生じるものと考えられます。

番号：33

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その4）
具体的内容	（具体的内容） 流通調査は、原則として合法であることを明記すべき。 （提案理由） ①現行ガイドラインでは、再販売価格拘束の実効性確保を目的とした流通調査が違法となる旨だけが記載されている。 ②製品事故対応やユーザーの使用環境確認など、流通調査は消費者メリットに資することを踏まえ、調査そのものが合法であることを明確にすることは有意義である。
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

	所管省庁：公正取引委員会
制度の現状	流通調査は、原則として、違法となりません。ただし、メーカーが流通業者に対し、自社の示した価格で販売させようとしてこうした調査を行うときは、その調査は、流通業者に対し、より確実に、メーカーの示した価格で販売するようにさせるための手段として機能すると考えられます。このため、そのような、メーカーが流通業者に対し、自社の示した価格で販売させようとする行為は、再販売価格維持行為として違法となります。
該当法令等	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為や、新規参入者など競争者を排除する行為については、違法とならしてはいますが、流通調査自体を違反としているものではありません。公正取引委員会は、流通調査自体が、違法とならないということについて、既に公正取引委員会のホームページにある「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & A（Q35）に明記しています。（ http://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html ）製品事故対応やユーザーの使用環境確認などに関する流通調査について独占禁止法上問題があるかどうか不明な点があれば、いつでも、公正取引委員会に相談することができます。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その5）
具体的内容	<p>（具体的内容） 希望価格、参考売価を流通事業者に提示することは、原則として合法であることを明記すべき。 （提案理由）</p> <p>①チラシ・店頭等での表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則として違法とされている。 ②一方、メーカー希望小売価格については、実売価格との乖離が急速に進む観点から、各メーカー共に「オープン価格」対応が慣行になっているが、お客様への適正価格提示の観点から、希望価格や参考売価の提示・表示は実売価格との乖離が生じても原則として合法とすることはメリットが大きい。</p>
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

	所管省庁：公正取引委員会
制度の現状	流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが設定する希望小売価格や建値は、流通業者に対し単なる参考として示されているものである限りは、それ自体問題となるものではない旨を既に明記しています。
該当法令等	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条、流通・取引慣行ガイドライン
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが設定する希望小売価格や建値は、それ自体問題となるものではない旨を既に明記しています。御提案の趣旨が、小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束することを原則合法とすべきということであれば、当該行為は、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。なお、表示価格と実売価格に乖離が生じる場合に、消費者が商品等の選択を適正に行えるかどうかという問題が生じるものと考えられます。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その6）
具体的内容	<p>（具体的内容）</p> <p>流通事業者の不正行為について以下を禁止行為として明示すべき。</p> <p>①価格情報のメーカーへの要求と他の流通事業者への順守の要求</p> <p>②事後的な粗利補填の要求</p> <p>③不当な価格差の設定、廉売行為</p> <p>（提案理由）</p> <p>①流通事業者の違法行為は、優越的地位の濫用行為として、「納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、押し付け販売、返品、従業員派遣要請、協賛金負担要請、多頻度小口発送の要請等が独禁法上問題を生じやすい」と規定されているのみ。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法（告示）」第8項とその運用基準は、納入業者を「その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除く」と定義しており、事後的な粗利補填に対する直接の記載もない。（したがって、流通ガイドラインの見直しと同時に同告示とその運用基準も見直す必要がある。）</p> <p>②規制の非対称を解消することにより、より適正な市場環境を整備することができる。</p>
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

	所管省庁：公正取引委員会
制度の現状	<p>御提案では、①価格情報のメーカーへの要求と他の流通事業者への順守の要求、②事後的な粗利補填の要求、③不当な価格差の設定、廉売行為、を禁止行為として流通・取引慣行ガイドラインに明示すべきとされていますが、公正取引委員会は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日。以下では、「優越的地位濫用ガイドライン」といいます。）を公表していますところ、優越的地位濫用ガイドラインでは、御提案の①から③に関係する事例を示しています。例えば、優越的地位濫用ガイドラインの第4、3(5)「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」では、問題となり得る仮定の想定例として、「⑤一部の取引の相手方と協議して決めた単価若しくは不合理な基準で算定した単価を他の取引の相手方との単価改定に用いること、又は取引の相手方のコスト減少を理由としない定期的な単価改定を行うことにより、一律に一定比率で単価を引き下げ若しくは引き上げて、一方的に通常の価格より著しく低い若しくは著しく高い単価を定めること。」「⑥発注量、配送方法、決済方法、返品の可否等の取引条件に照らして合理的な理由がないにもかかわらず特定の取引の相手方を差別して取り扱い、他の取引の相手方より著しく低い又は著しく高い対価の額を一方的に定めること。」「⑩取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、『利益率が高いので値下げに応じられるはず』などと主張し、著しく低い納入価格を一方的に定めること。」を挙げています。また、同ガイドラインの第4、2(1)「協賛金等の負担の要請」では、問題となり得る仮定の想定例として、「②決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。」を挙げています。</p> <p>さらに、公正取引委員会は、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月18日）を公表していますが、この中で、不当廉売規制や差別対価等の規制についての考え方を明らかにしています。</p>
該当法令等	独占禁止法第2条第2項、第3項、第5項、第19条、優越的地位濫用ガイドライン、不当廉売に関する独占禁止法の考え方
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	「制度の現状」に記載のとおり、優越的地位の濫用については「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日）で、不当廉売及び差別対価については「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月18日）で独占禁止法上の考え方を明らかにしています。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その7）
具体的内容	<p>（具体的内容） 競合品の取扱い制限、販売地域の制限、帳合取引の義務付け、仲間取引の禁止、安売り業者への販売禁止、販売方法の制限について、違法要件を緩和すべき。 市場での有力メーカー（シェア30%以上）が行う行為で競争制限効果が大きい場合のみ違法とする。</p> <p>（提案理由） ①市場における有力なメーカーの要件はシェア10%以上又は上位3位以内。セーフハーバーが欧米に比べ、極めて限定的。 ②メーカーや流通事業者のマーケティング手法の多様性を確保できるようになる。</p>
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

	所管省庁：公正取引委員会
制度の現状	<p>独占禁止法では、公正な競争を阻害するおそれのある行為を規制しており、流通・取引慣行ガイドラインでは、流通業者の競争品の取扱いに関する制限、流通業者の販売地域に関する制限といった非価格制限行為について、市場における有力なメーカーが流通業者の競争品の取扱いを制限したり営業地域について厳格な制限を課したりする場合であって、その行為によって、「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合」又は「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」には、不公正な取引方法に該当し、違法となるとしています。メーカーが、正当な理由がないのに、流通業者に対し、自社の製品の販売価格を定めてこれを維持させるなど小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為（再販売価格維持行為）や、取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引すること（拘束条件付取引）は、独占禁止法で禁止されている行為であり、流通・取引慣行ガイドラインによって規制されているものではありません。</p>
該当法令等	独占禁止法第2条第9項第6号、第19条、流通・取引慣行ガイドライン
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>シェアが30%以上の有力なメーカーが行う競合品の取扱い制限等の行為について競争制限効果が大きい場合のみに違法とするとの御提案ですが、シェアが30%未満のメーカーによる行為であっても、当該行為により、公正な競争が阻害されるおそれがあれば、独占禁止法に違反することとなりますので、流通・取引慣行ガイドラインにおいて、シェアが30%未満のメーカーによる行為は合法である旨記載することは適当でないと考えています。流通・取引慣行ガイドラインでは、「市場における有力なメーカー」であるかどうかを判断するための一応の目安として、メーカーの市場シェアが10%以上であり、又は、市場における地位が上位3位以内であることを挙げています。しかしながら、同ガイドラインでは、「この目安を超えたのみで、その事業者の行為が違法とされるものではない」としており、この目安を超えた場合であっても、「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保できなくなるおそれ」や「当該商品の価格が維持されるおそれ」がない場合までもが違法となるということではありません。</p> <p>米国において垂直的制限行為のセーフハーバーが示されているものとは承知しておりません。</p> <p>EUでは、売り手と買い手の市場シェアが30%以下という基準が示されていますが、これは、「ハードコア制限行為」に当たらない垂直的制限行為が一括適用免除の適用を受けるための条件として示されているものであり、売り手と買い手のいずれかの市場シェアが30%を超える場合には、一括適用免除を受けることはできません。他方で、我が国では、市場シェアにかかわらず、「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保できなくなるおそれ」や「当該商品の価格が維持されるおそれ」がない非価格制限行為は違法とはなりません。また、公正取引委員会は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、独占禁止法の規定に照らして問題がないかどうかについての相談に応じ、書面により回答する事前相談制度を設けており、自らが行おうとする行為の独占禁止法上の問題の有無について、あらかじめ確認することができます。このように、セーフハーバーの意味合いや運用は、それぞれの国や地域の経済実態や商取引、競争法の体系や制度によって様々であり、一概に優劣を比較することはできないと考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月30日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その8）
具体的内容	インターネット販売の特徴（販売管理費の低さ、価格追尾システムによる即時的な価格変動インパクト等）を踏まえ、再販価格維持行為、非価格制限行為のそれぞれにおいて、具体的な違法行為の明示（各種制限に対する合法的な範囲の拡大を含む）がなされるべき。 ①現行のガイドラインには規定なし。 ②インターネット販売での違法行為が明確になることにより、より適正な市場環境を整備することができる。
提案主体	一般社団法人電子情報技術産業協会

所管省庁：公正取引委員会

制度の現状	独占禁止法では、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり不正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。流通・取引慣行ガイドラインは、我が国における流通・取引慣行について、どのような行為が公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにしたものです。
該当法令等	独占禁止法第2条第9項第4項・9項、第19条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	独占禁止法では、公正な競争を阻害するおそれのある行為を規制しており、流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為や、新規参入者など競争者を排除する行為といった公正な競争を阻害するおそれのある行為について違法となるとしています。流通・取引慣行ガイドラインでは、御指摘のように、インターネットによる販売について言及していませんが、流通・取引慣行ガイドラインで示している再販価格維持行為及び非価格制限行為に対する考え方は、インターネットによる販売であろうと、小売店による販売であろうと変わるものではありません。「インターネット販売の特徴」を踏まえた個別具体的な行為について、独占禁止法上問題があるかどうか不明な点があれば、いつでも、公正取引委員会に相談することができます。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月31日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化
具体的内容	<p>行政機関及び民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）に係る照会文書の様式統一化を図っていただきたい。</p> <p>また、税・社会保障分野で番号制度が開始されることを受け、回答時の名寄せへの個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムなどを活用した電磁的方法による照会・回答についても検討いただきたい。</p> <p>・現在、行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。（ある生命保険会社では平成24年度に約100万件の税務関連の照会を受けている。）生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で名寄せ等に必要項目の目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に事務処理を行い、回答を行っている。</p> <p>・照会文書の様式統一化が図られれば、生命保険会社における事務コスト削減及び正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、例えば、生活保護申請の受理までの期間短縮化を通じ、真に保護すべき国民の迅速な保護への貢献が期待される。</p> <p>・また、番号法では、制度を導入することにより行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会は社会保障・税分野に係る行政事務にあたるため、生命保険会社にて個人番号を利用して名寄せが可能となれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができる。</p> <p>・さらに、情報提供ネットワークシステムなどを活用した電磁的方法による照会・回答が実現すれば、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。行政機関等からの照会の電子化の目的は、電子政府の目的である「行政分野へのICT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しによる国民の利便性の向上や行政の合理化、効率化及び透明性の向上」にも合致しており、電子政府推進の一端を担うことが期待される。また、紙資源のペーパーレス化が推進され、持続可能な社会作りにも貢献することができる。</p>
提案主体	(社)生命保険協会
	所管省庁：内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省
制度の現状	<p>【内閣官房】</p> <p>番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています（第9条）。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能としています（第19条）。</p> <p>【警察庁】</p> <p>現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無、内容（契約日、保険種類、保険金額等）等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。</p> <p>【総務省】</p> <p>地方団体において、適正・公正な税務行政を推進しており、不正な税の逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった地方税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、国税徴収法の規定する例などにより、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【法務省】</p> <p>検察官又は検察事務官が、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づいて行う照会は、他に特別の定めがある場合を除き、捜査関係事項照会書によることとされており、検察官等は、捜査関係事項照会書に年月日を記載して署名押印し、その所属の官公署を表示しなければならないとされています（刑事訴訟規則第58条第1項、同第60条、事件事務規程第11条）。</p> <p>【財務省】</p> <p>国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】・保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができます。</p>
該当法令等	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条</p> <p>刑事訴訟法第197条第2項、刑事訴訟規則第58条第1項、同第60条、</p> <p>事件事務規程（平成25年3月19日付け法務省刑総訓第1号訓令）第11条</p> <p>地方税法第298条、第331条等</p> <p>国税通則法第74条の2及び第74条の3、</p> <p>国税徴収法第141条、国税犯則取締法第1条3項、</p> <p>生活保護法第29条</p>
措置の分類	【警察庁】検討に着手

提案事項に対する所管省庁の回答

	<p>【総務省、法務省、財務省】検討を予定 【内閣官房・内閣府、厚生労働省】現行制度下で対応可能</p>
措置の概要	<p>【内閣官房・内閣府】 税務署・福祉事務所による生命保険会社に対する照会に個人番号を利用する場合には、 ①個人の契約者が当該生命保険会社に保険契約を有しており、当該保険契約が当該契約者の個人番号と紐づけられていること、 ②当該保険契約と個人番号が紐づけられていることが、税務署・福祉事務所の側で把握できていること、が必要となります。(保険契約が無い場合や個人番号と紐付けされていない保険契約について個人番号付きで照会を行った場合、個人番号(特定個人情報)の漏えいとなるため。) 上記①及び②が担保されていれば、現行法令の改正を行わなくとも個人番号を利用した照会は可能であると考えます。 なお、照会・回答の方法として例示いただいた情報提供ネットワークシステムについては、その範囲の拡大について、番号法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとされているところです。</p> <p>【警察庁】 現在、(社)生命保険協会に対する照会については、照会様式の統一及び照会要領を定め、本年4月から運用を開始しています。他方、同協会に加盟する各生命保険会社に対しては、照会内容が多岐にわたる場合もあるため照会様式の統一までは至っていませんが、現在、同協会を通じ、各保険会社に対する照会様式の統一化の導入について検討を進めております。また、照会に係る電子化の導入については、情報セキュリティ、予算等の課題を同協会等と検討してまいります。</p> <p>【総務省】 地方税に係る取引照会の内容及び照会文書の様式の統一につきましては、約1,800にのぼる地方団体における税務行政の執行・運用形態は一律ではない等の実情を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>【法務省】 ・捜査関係事項照会は、刑事事件の捜査の一環として行うもので、その回答内容のみならず照会文書も刑事事件に関する書類として重要な意義を有しており、刑事裁判で証拠として用いることもあります。そのため、照会及びその回答は真正に成立していることが明らかでなければならず、そのような観点から、これらは捜査関係事項照会書及び回答書として文書化され、作成者の署名押印が必要とされています。 ・そして、捜査関係事項照会書及び回答書は個人情報を含むものであり、セキュリティ等の観点から、電子メールに添付して送付する等の方法を採用することについては慎重な検討が必要であるものと考えます。</p> <p>【財務省】 ・照会様式の統一化等 国税当局で使用する取引照会の内容及び照会文書の様式については、該当法令ごとの様式の統一化に向けて、検討を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>【厚生労働省】 (生活保護法第29条に基づく調査について) 例えば、福祉事務所から郵送ではなくメールで関係書類を添付し、照会を行うこと等は、現行法令上禁止されている訳ではありませんが、高度な個人情報であり、セキュリティに十分注意する必要があるため、郵送で照会が行われているのが実態です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月3日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	対中国水産食品輸出に必要な衛生証明書の廃止。また廃止までの間、保健所などの機関で同証明書を発給できるようにすること
具体的内容	(1) 中国から日本への水産食品輸入については、衛生証明書が不要である。逆の場合には必要となるのは貿易上フェではない。 (2) 廃止に至るまでの間は、現行4機関に限定されている衛生証明書発給を、身近な都道府県の機関や各市等の保健所での発給を可能とする。
提案主体	(一社)九州経済連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	(1) 中国政府から求められている衛生証明書については、日本だけではなく、全世界的に求められているものです。 (2) 平成25年12月31日までの間にあつては、中国向け輸出水産食品の衛生証明書については、中国との二国間協議に基づき、4登録検査機関において発行を行っています。
該当法令等	「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
措置の分類	対応
措置の概要	(1) 中国政府から求められている衛生証明書については、中国政府が全世界的に求めているものであるため、日本のみが衛生証明書を廃止するよう求めることは困難です。 (2) 平成26年1月1日より、登録検査機関に変わり、地方自治体等において衛生証明書の発行を開始します。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：1

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月3日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	企業（農業生産法人を除く）への農地の所有権取得の許可
具体的内容	一定期間の耕作実績かつ事業の継続が見込まれる場合に限り、農地所有権を許可すること。
提案主体	（一社）九州経済連合会

所管省庁：農林水産省	
制度の現状	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。</p> <p>④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>
該当法令等	農地法第2条、第3条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していきける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。</p> <p>なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p>

番号：2

受付日：10月3日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	農地生産法人への出資制限の緩和
具体的内容	農業生産法人以外の法人による農業生産法人への出資制限の緩和を図ること
提案主体	（一社）九州経済連合会

所管省庁：農林水産省	
制度の現状	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。</p> <p>④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>
該当法令等	農地法第2条、第3条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していきける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。</p> <p>なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：3

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月4日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	農協のコンプライアンス強化について
具体的内容	<p>農協のコンプライアンスを強化するためには、理事の業務執行を監査することを職務とする監事、特に常勤監事が機能しなければならない。常勤監事が理事者側の意向によって選出されている現状では厳格な意見の表明は難しく、この改善と監事ないし監事会の地位、権限の明確化が必要である。</p> <p>I. 農協のコンプライアンスが機能しない背景</p> <p>1. 監事の選任の方法</p> <p>理事の業務執行を監査する監事、特に重要な役割を果たすべき常勤監事の選任が理事者側主導で行われていることから、常勤監事としては再任のことを考えると遠慮が生じ、意見の表明がしにくいという事情がある。その選任案について、監事会の過半数の同意は必要とされているものの、監事会としては反対意見を出すことはなく、形式だけのものとなっている。</p> <p>2. 異なる組織図の認識</p> <p>農協は、農業協同組合法という基本法規のもとに運営されている筈なのに農協の組織図をみると、理事会と監事会を同一レベルとしている農協と理事会の上位に位置づけている農協がある。</p> <p>3. 監事の業務執行を阻害するもの</p> <p>監事は監査を実施する場合において、書類の閲覧、理事者および職員にヒアリング等を行うのだが、それ等の書類の隠蔽や虚偽の証言、回答があった場合は、コンプライアンス違反の事実があったとしても、確認できない事態となる。</p> <p>II. コンプライアンス改革ための具体的方策</p> <p>1. 監事の選任の方法について、理事者の関与が及ばないように、監事の選任案は監事会で作成することとし、監事の報酬案については理事会で定めた基準ではなく、監事会で定めた基準によることなど、監事の独立性を確保する。</p> <p>2. 農協の組織図について、監事会の位置づけが理事会の上位であることを明確にするため、全国農協中央会や行政による指導を行う。</p> <p>3. 監事の監査において、書類の隠蔽や虚偽の証言や回答をした者に対する罰則規定を設けるとともに、監事の駆け込み寺的行政窓口の設置。</p> <p>4. 独裁的な組織運営をさせないため、代表理事組合長の連続した再任回数の限度を設ける。</p> <p>5. 監事の任期を5年といったように理事より長くする。</p>
提案主体	個人
所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>1 監事の選任</p> <p>(1) 監事は、定款の定めるところにより、組合員が総会で選挙する（法第30条4項）又は選任する（法第30条10項）こととされています。</p> <p>(2) 理事が監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあってはその過半数）の同意を得なければならないこととなっています（法第35条の5第5項で準用する会社法第343条第1項）。</p> <p>2 監事の報酬</p> <p>監事の報酬は、監事の独立性を保持するため、理事の報酬と区別して総会で議決することとなっています（法第35条の5第5項で準用する会社法第387条第1項）。</p> <p>3 監事の権限</p> <p>監事は、組合及び子会社の調査権を有しており、理事が法令又は定款に違反する行為をして組合に著しい損害を与えるおそれが場合に当該行為をやめるよう理事に請求できるなど、自らの権限を以て理事の行為に制限を加える行動を起こすことができます（法第35条の5で準用する会社法第385条第1項）。</p> <p>また、理事が総会に提出する議案等について法令又は定款に違反するなどの事実があると認める場合には、その議案に係る調査結果を総会に報告することとしています（法第35条の5で準用する会社法第384条）</p> <p>4 監事調査の妨害に対する罰則</p> <p>(1) 監事は、いつでも、理事及び参事その他使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができます。（法第35条の5第2項）。</p> <p>(2) (1)の調査を妨げた場合には、組合は、50万円以下の過料に処せられます（法第101条第1項第6号）。</p> <p>5 代表理事の再任制限</p> <p>法においては、代表理事の再任制限を設けることを禁止する規定はなく、組合は、代表理事の再任回数を制限することは可能です。</p> <p>6 監事の任期</p> <p>役員（監事）の任期は3年以内で定款で定めることとされており、その範囲内で監事の任期を理事の任期より長くすることは可能です（法第31条）。</p>
該当法令等	農業協同組合法第30条、第31条、第35条の5、第101条
措置の分類	現行制度下で対応可能

提案事項に対する所管省庁の回答

措置の概要	<p>Ⅱ-1について 現行法において、監事の選任案及び報酬案の作成手続については、法令上の規制はなく、各組合の自治に委ねられています。</p> <p>-2について 現行法において、監事が理事の業務執行を監査する独立した機関であることは、明確にされています。</p> <p>Ⅱ-3について 現行法において、監事の調査権が妨害されたときの罰則が設けられています。また、理事の法令・定款違反行為がある場合には、監事は理事の不正行為をやめるよう請求できることになっており、自らの権限で不正是正のための行為を行うことが可能ですし、法令・定款に違反する議案等が総会に提出された場合には、その旨を組合の意思決定機関である総会に報告することとなっています。</p> <p>Ⅱ-4について 現行法において、組合は、その意思で代表理事組合長の再任回数を制限することが可能です。</p> <p>Ⅱ-5について 現行法において、組合は、3年以内であれば定款で監事の任期を理事より長くすることが可能です。</p>
-------	---

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月7日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	株式会社が農地を取得する場合の要件緩和
具体的内容	一般企業が農業に進出するには規制が多く、特に農地を所有できない状況にある。例えば、研究目的の農地の所有であれば認められるなどの規制の緩和をお願いする。
提案主体	民間企業

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。</p> <p>④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、試験研究がその法人の主たる業務の運営と密接不可欠の関連性を有する場合であって、試験研究のために農地を利用しようとする場合は、上記の要件を満たさなくても、農地の所有権を取得することが可能です。</p>
該当法令等	農地法第3条、農地法施行令第6条第1項第1号イ
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	上述のとおり、現行制度においても、研究目的の農地所有は可能となっています。

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	-------------------	---------------

提案事項	農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制のさらなる見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>農業分野への新規参入の促進とともに参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和に向けた検討を迅速に進めるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>2009年12月に施行された改正農地法では、農業生産法人の構成員要件について、関連事業者の出資比率を原則議決権の4分の1以下に制限するとともに、関連事業者の中に「その法人（農業生産法人）と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与するものとして政令で定める者があるときは」、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の2分の1未満まで認めるとしている。同時にリース方式での企業の農業参入については、一定の要件が求められるものの、ほぼ自由化されている。</p> <p>国内に経営感覚あふれる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、新規就農や企業の農業参入、法人化を一層促進するとともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化を進めるべきである。</p> <p>特に、</p> <p>①参入法人が地域に定着するとともに将来にわたる担い手と見做される場合、例えば認定農業者として認定を受ける、あるいは「人・農地プラン」で中心経営体として位置付けられた場合などには、農業生産法人の資金需要に応じた出資が可能となるよう関連事業者の議決権を全体の2分の1以上まで認めるべき。</p> <p>②リース方式で参入した法人についても、農地所有を認めるべき。</p> <p>また、参入企業からは、農業経営の大規模化や多角化等を進める上で必要となる資材置き場、事務所、更衣所、洗面所、加工施設、直売所、駐車場等の関連施設の設置が困難との指摘もある。</p> <p>こうした法人が農業生産を行う上で最低限必要と考えられる施設については、農業用施設として周辺の農地の営農への影響等がない限り転用可能であることを改めて明確にし、地方自治体等へ徹底すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。</p> <p>④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>
該当法令等	農地法第2条、第3条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。</p> <p>なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月17日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	農業生産法人への参入要件（資本・事業・役員）の緩和
具体的内容	<p>農業生産法人への参入要件（資本・事業・役員）を緩和する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>農業生産法人には資本・事業・役員に関する要件があり、農業への新規参入や農業生産法人の規模拡大、農業者の法人化等が進まない一因となっている。</p> <p>地方銀行にも農業生産法人の設立やM&Aの相談が寄せられているが、これらの要件がネックとなり、設立等に至れないケースが出ている。</p> <p>特に資本に関する要件については、農業関係者以外からの出資が原則議決権の4分の1以下に制限されることで、農業関係者以外とのM&Aや第三者割当増資等の障害となっている。</p> <p>要件緩和により新規参入等が促進されれば、地方部の農業の課題である担い手不足や農地集約による耕作放棄地の解消にも資する。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。</p> <p>④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>
該当法令等	農地法第2条、第3条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。</p> <p>なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月28日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	農業生産法人の見直し
具体的内容	<p>(1) 継続的取引関係を有する者の現行の出資制限を撤廃していただきたい。</p> <p>(2) 理事等の常時従事者要件及び農作業従事要件を緩和もしくは撤廃していただきたい。</p> <p>【要望（案）】</p> <p>(1) 現行では理事等の過半が農業に年間150日以上従事しなければならないと規定されているが、『少なくとも1名は農業に150日以上従事しなければならない』と緩和していただきたい。</p> <p>(2) 更にその過半が農作業に年間60日以上従事しなければならないと規定されているが、それを「撤廃」していただきたい。</p> <p>(3) 農業関連事業の対象を拡大していただきたい。例えば、農業の生産性向上に不可欠な農法・肥料の研究開発や土壌分析、営農指導の事業を含める等。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。</p> <p>④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>
該当法令等	農地法第2条、第3条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。</p> <p>なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

番号：8

受付日：10月31日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	一般企業による農業への新規参入について
具体的内容	<p>【内容】</p> <p>○一般企業の農業分野への新規参入を促進するため、「農業生産法人の設立要件」と「農業生産法人による農地の売買又は賃借の方法」を一部緩和すること。</p> <p>①農業生産法人の設立要件（出資制限、役員制限の緩和）</p> <p>②農地の売買・賃借方法（農業委員会への許可、市町村への通知の緩和）</p> <p>【提案理由】</p> <p>○株式会社形式の農業生産法人の設立は2000年11月の農地法改正で認可されているが、現在の設立要件は、①一般企業からの出資が50%未満に制限されている ②役員半数以上が常時農作業にかかわること ③売上高の半分以上が農業事業であること ④株主は生産法人の株式を自由に譲渡できないなどの要件がある。</p> <p>○また、農地の売買・賃借方法は、農地法3条に基づく農業委員会への許可と市町村への通知が必要であるが、実態として現存しない農業委員会もあるため、農地の売買・賃借ができない場合もある。</p> <p>○農業生産法人の法人格を有する法人の数は12,052法人（2011年1月時点）と増加傾向にあるものの、依然として参入希望企業からの観点ではハードルの高い条件がある。</p> <p>○農家の担い手の高齢化や、農業の大規模化が進んでいない現状、また大量の耕作放棄地の存在等を鑑みると、一般企業からの農業生産の参入を更に促進し、やる気のある若手事業経営者の安定的雇用等を通じて、競争力のある農業の育成を図る必要があると考える。</p>
提案主体	公益社団法人リース事業協会
所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>（提案内容①について）</p> <p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。</p> <p>④ 役員過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用賃借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p> <p>（提案内容②について）</p> <p>農業委員会が置かれていない市町村においては、農地法第3条第1項に基づく農地の売買・賃借の許可は、市町村長が行うこととなっています。</p> <p>また、農業生産法人以外の法人が農地を賃借する場合、農業委員会は、その許可をするに当たって、あらかじめ市町村長に通知することとなっています。</p>
該当法令等	農地法第2条、第3条、第60条
措置の分類	対応不可能 事実誤認
措置の概要	<p>（提案内容①について）</p> <p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。</p> <p>なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p> <p>（提案内容②について）</p> <p>農業委員会が置かれていない市町村においては、農地法第3条第1項に基づく農地の売買・賃借の許可は、市町村長が行うこととなっていることから、許可手続きができないということはありません。</p> <p>また、農業生産法人が農地の売買・賃借の許可を受けようとするときは、市町村長への通知は必要ありません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

受付日：10月31日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	農業生産法人の設立要件の緩和
具体的内容	<p>【提案理由】</p> <p>農家からの直接仕入を行いたい小売業が農業分野へ参入する上で、農業生産法人の設立要件には出資額や役員数等に制約があり、障壁となっているため。</p> <p>企業等の多様な担い手が農業に参入することで、地域農業の活性や6次産業化の促進が図られる。</p>
提案主体	一般社団法人第二地方銀行協会

所管省庁：農林水産省

制度の現状	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、農業生産法人として以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>① 法人形態が、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>② 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）であること。</p> <p>③ 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。</p> <p>④ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>
該当法令等	農地法第2条、第3条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>企業の農業参入については、リース方式であれば、農業界・経済界が連携して推進していける状況にありますが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場になるなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマイナスの影響が出るおそれがあると考えています。</p> <p>なお、農業生産法人のあり方については、規制改革会議でとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき、来年6月に向けて議論を深化させることとされており、農業生産法人の要件の見直しについては、法人経営自体の発展と地域農業の安定的な発展に十分配慮しながら対応する必要があると考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月17日	所管省庁への検討要請日：12月24日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	--------------------	---------------

提案事項	圧力容器の設計製作における最新ASME規格の適用
具体的内容	<p>【内容】圧力容器の設計製作において、国際的に適用されているASME（米国機械学会）規格が改正された場合、タイムラグなしに国内で使用できるようにしていただきたい。</p> <p>具体的には、高圧ガス保安法における特定設備検査規則の第51条で定めた「特例」において、最新のASME規格を適用できるように例示措置していただきたい。</p> <p>【理由】現状、日本の法令やJISなども、国際的に適用されているASME規格を追従して制定されているにもかかわらず、ASME規格の改正を反映するまでに相当の長期間を要するため、最新ASME規格を適用できない。法令の「特例」条項を使用するとしても、認可を得るためには、相当の労力と期間が必要となっており、時間的な制約などから適用を諦めることが多い。代表的な例として、容器板厚の設計に必要な安全係数は、1999年にASME規格で4から3.5に改正されている。この改正が国内に取り込まれたのは、高圧ガス保安法（特定設備検査規則）で4年後（2003年）であった。この4年間、日本だけが世界から取り残され、高コストの旧基準で設備を設計製作せざるを得なかった。提案理由は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記で例示したASME規格の安全係数は、その後も技術の進歩などにより、3.5から3、さらに3から2.4へと改正が進んでいるにもかかわらず、日本では、これから検討を開始するようであり、数年を経れば追従すると想像できるものの、いつまでたっても追いつけず、グローバル経済社会で遅れをとるばかりである。 2. 海外で多くの年月をかけて実証試験を行い、諸外国のメンバーが審議に参加し、既に全世界で多く使用されているASME規格を、日本だけが改めて国内で審議を行う現状は、産業活動の弊害、新技術導入の障害以外の何も生んでいない。
提案主体	石油連盟

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガス保安法における技術上の基準については、平成8年に規制緩和の観点から、これまで定量的な記述となっていた基準上の要求項目を定性的な表現に改正し、当該性能規定を満たすことを事業者が示すことができれば、技術上の基準に適合している旨評価することとしています。また、通達において、容器等の種類別に機能性基準を満足する例示基準を示し、運用上の便宜を図っています。</p> <p>一方、容器保安規則、特定設備検査規則、一般高圧ガス保安規則等の省令で定められている規定に適合しない機器の製作、高圧ガスの製造等を行おうとするときは、経済産業大臣の特別認可（大臣特認）を得ることで、実施することができます。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法、特定設備検査規則
措置の分類	その他
措置の概要	<p>最新ASME規格については、安全係数を引き下げた場合の安全上の課題や制約的手当の必要性について検討した結果、特定設備検査規則第51条の規定に基づく経済産業大臣の認可（大臣特認）を受けた場合に適用することとしました。</p> <p>なお、特定設備検査規則第51条の特例を受ける際に参照する資料として、現在、高圧ガス保安協会が、安全係数2.4の最新ASME規格を踏まえた具体的な技術基準について作成中です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：2

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：2月7日
------------	-------------------	---------------

提案事項	指定添加物および残留農薬基準に関する国際的整合化のさらなる推進
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>指定添加物および残留農薬基準の国際的整合化をさらに推進すべきである。また、指定・基準値設定要請後の審議期間を設定し、指定・基準値設定手続きの一層の迅速化を図るべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>わが国で食品添加物として使用が認められている物質以外を添加物として使用した原料・食品の輸入、販売、製造、加工、使用等は認められていない。また、農薬等が基準値を超えて残留する食品の販売、輸入等は禁止されている。また、当該添加物や農薬等を取り扱う事業者が添加物の指定や基準値の設定を要請するには、安全性や有効性に関する試験データの提出が求められている。</p> <p>しかし、指定要請の際に要求される試験データの取得には膨大な時間、労力、資金を要するため、申請する事業者側の負担が大きい。また、要請から指定までの関係機関による審議期間が設定されていないため、予見可能性が著しく低い。こうした理由から、指定要請を断念するケースも少なくない。</p> <p>「規制・制度改革に係る方針」（2011年4月8日閣議決定）（抜粋）では、「食品安全委員会は（1）国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの、（2）欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの、との要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、（中略）『JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物（国際汎用香料を除く）については、最新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価（評価書評価）を行う』という『添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月食品安全委員会策定）』に記載する考え方を徹底する」とされており、この方針に基づき、対象となる添加物の指定手続きが進められている。現在、国際汎用添加物は45品目に限定されているが、これ以外の品目についても上記の（1）、（2）の要件を満たすものを中心に、指定添加物の国際的整合化のさらなる推進が期待される。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：内閣府、厚生労働省
制度の現状	<p>食品添加物は、食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が指定したもののみ使用が認められています。また、規格基準が設定されている食品添加物は、その規格基準に適合する必要があります。</p> <p>一方、全ての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、食品衛生法に基づき、残留基準を設定し、基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により、禁止されています。</p> <p>加えて、食品添加物の指定や規格基準の改正、残留農薬等の基準値設定等に当たっては、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会による食品健康影響評価を行う必要があります。</p>
該当法令等	食品衛生法第10条、食品衛生法第11条、食品安全基本法第24条
措置の分類	検討を予定、現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>食品添加物の指定や規格基準の改正、残留農薬基準の設定等については、諸外国と同様に、要請者から提出される毒性試験等の資料を踏まえて安全性等を確認する必要があるため、事業者から当該資料を添えて要請がなされれば、指定等に向けた手続きを行うこととなります。食品添加物の指定等にあたり、その安全性等を確認する必要があるため、安全性や有効性に関するデータが不足しているものについては、当然のことながら十分な情報の提出が求められます。</p> <p>また、食品添加物の使用基準設定等に当たっては、国際基準との整合を考慮しておりますが、我が国における食品の摂取量等を考慮する必要があるため、一律に国際基準を採用することは困難であり、科学的知見に基づく個別具体的な検討が必要となります。</p> <p>なお、食品安全委員会では、企業申請品目について、追加資料の提出を求める期間を除き、リスク管理機関から要請事項の説明を受けた日から1年以内に、当該要請に対する食品健康影響評価の結果を通知するよう努めることとしておりますが、食品安全委員会の評価結果通知後の厚生労働省におけるリスク管理措置に係る標準処理期間についても設定が可能かどうか検討を進めています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：10月18日

所管省庁への検討要請日：12月24日

回答取りまとめ日：2月7日

提案事項	NEXI 貿易保険の利用対象者及び付保対象契約の拡大
具体的内容	<p>① NEXI の貿易保険の利用者として、非居住者である「本邦企業系列の現地法人」についても被保険者として認めていただきたい。</p> <p>② NEXI の貿易保険の付保対象に、次の対外取引を追加いただきたい。・本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引（例えば、オートローン債権等の債権プールの流動化等）・海外プロジェクトファイナンス等に付随する通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引について、スワップカウンターパーティ（借入人、事業会社、マーケットでのスワップハウス）のリスク</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政府が推進するパッケージ型インフラ輸出など海外での大型プロジェクトを金融面からサポートするためには、多額の外貨流動性が必要となる。一般的に、インフラプロジェクトの収入は現地ユーザーからのタリフに依存するため、収入と返済の通貨のミスマッチを回避する観点から、現地通貨による資金調達ニーズが強い。 ・ 現地通貨建ローンの供与については、国によっては現地法人（外国金融機関）がオンショアで取組む必要があるが、現状、現地法人は NEXI の貿易保険を利用できないため、プロジェクト案件の組成が困難になる虞がある。 ・ このような観点から、NEXI の貿易保険について、現地金融機関の利用も可能とすることによって、現地通貨建の資金供給と、それを通じた海外インフラプロジェクトの組成が円滑化することが期待される。（なお、欧州、韓国等、他国の貿易保険では、非居住者向けの保険引受が実施されている事例もある。） ・ 加えて、NEXI の貿易保険の付保対象についても、現状、本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引、通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引は対象として認められていないが、これを対象に追加いただきたい。 ・ 日本企業の海外進出が加速するなか、オートローンやリースなどの販売金融を現地で展開する企業において、運転資金の調達手段として、現地の保有債権を売却・流動化するニーズが高まっている。海外進出する日本企業にとっては、資金調達手段の多様化や、アセット圧縮による成長余地の拡大につながる。 ・ 他方、海外インフラプロジェクトにおいては、通貨のミスマッチを回避するための通貨スワップや、キャッシュフローに係る金利上昇リスクを回避するための金利スワップに取組むこともある。しかし、エマージングマーケット等では、スワップを提供する金融機関がカウンターパーティ（取引の相手方）のクレジットリスクをとれないケースも多く、結果的に、プロジェクトファイナンスそのものが成り立たないケースもある。 ・ スワップ取引を付保対象とすることにより、海外インフラプロジェクト向けファイナンス取り組みにあたっての主要リスクの一つである為替リスク解消が可能。海外インフラプロジェクトの向けファイナンス組成が活発化することが期待される。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>① 海外プロジェクトに対する現地法人（外国金融機関等）による融資については、貿易保険の引受対象とはなっておりません。</p> <p>② 本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取・流動化取引、スワップ取引については、貿易保険の引受対象とはなっておりません。</p>
該当法令等	貿易保険法第2条、第22条
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>① 現在、2014年通常国会に貿易保険法の一部を改正する法律案を提出する方向で検討を進めており、当該法律案において、本邦企業が関与する海外プロジェクトに対する外国金融機関等による融資についても貿易保険の引受対象とする方向で検討をしております。</p> <p>② ご提案にある運転資金調達のための流動化取引やスワップ取引について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転資金調達を円滑に行うための対応の必要性については御指摘のとおりであり、この点については、貿易保険法上の海外事業資金貸付保険によって運転資金調達の円滑化に資するものと考えます。また、現在検討中の貿易保険法の改正案において、長期資金のみならず、短期資金についても海外事業資金貸付保険の適用対象とする方向で検討しており、これにより、今後、短期の運転資金調達の円滑化にも資することになるものと考えられます。 ・ また、海外インフラプロジェクト向けファイナンスに際しての為替リスクの解消を図ることが、海外向けインフラプロジェクトファイナンス組成の活性化に資することも御指摘のとおりであり、この点については、①に記載したとおり、現在検討中の貿易保険法の改正案において、本邦企業が関与する海外プロジェクトに対する外国金融機関等による融資についても貿易保険の引受対象とすることで、当該外国金融機関等からの現地通

提案事項に対する所管省庁の回答

	<p>貸建て融資の促進に資するものと考えられます。・なお、債権流動化については、貿易保険が既に付されている債権についてはリスクが軽減されていることから、信託制度を活用して当該債権を流動化させるなど、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）においても債権流動化の促進に向けた取組を行っております。</p>
--	---